

『民法理由書』について

前田, 達明
京都大学

七戸, 克彦
慶應義塾大学

<https://hdl.handle.net/2324/6194>

出版情報：ボワソナード民法典資料集成．後期（4），pp.19-82，2001-07-30．雄松堂出版
バージョン：
権利関係：



『民法理由書』について

京都大学 前田達明
慶應義塾大学 七戸克彦

一 従前の民法学説における立法理由書の利用状況

現行民法（明治二九（一八九六）年法律第八九号・明治三一（一八九八）年法律第九号）については、その原案（法典調査会原案ないし帝国議会衆議院原案）に関して「理由書」が存在するが、これに対して、本資料集成が復刻対象としている旧民法（明治二三（一八九〇）年法律第二八号・法律第九八号。このうちの前者を私たちは「ボワソナード民法典」と呼んでいる）については、その正文に関して仏文と邦文の二種の「理由書」が存在する。このうちの仏文理由書は、活版本、著者名なし、書名《Code civil de l'Empire du Japon accompagné d'un exposé des motifs》、全四巻（第一巻＝条文、第二巻＝財産編理由、第三巻＝財産取得編理由、第四巻＝債権担保編・証拠編理由）、「公定訳(translation officielle)」との表記があり、出版社・出版地・出版年は全巻《Imprimerie KOKUBUNSHA》《Tokio》《XXIV^e Année de Meiji, 1891》である（以下ではこれを『旧民法理由書（仏文）』ないし『エクスボゼ』と略称する）。一方、邦文の理由書として現在知られているものは、法務図書館所蔵の写本（罫紙・原稿用紙に手書されたもの）で、当初二五冊であったものを後の時代に一

二冊に合冊、表紙に「城数馬訳」「森順正訳」と記載された冊があり、また、明治二五（一八九二）年二月二〇日から翌明治二六（一八九三）年三月二五日にかけての日付がある（その他書誌的事項の詳細については後記二参照）。本資料集成が今回復刻するのは、この資料である。

今回この資料を復刻することの意義と関連して、以下ではまず、従来の研究において、これら旧民法あるいは現行民法の「理由書」を用いた研究には、どのようなものがあつたかを概観しておくことにしたい。

（一）昭和四〇年代以前の研究

その最初期に属する業績は、我妻栄（肩書・敬称略）の次の論稿と思われる。

【1】我妻栄「作為又は不作為を目的とする債権の強制執行——民法第四一四条、民訴第七三三・四四条の沿革——」

——菊井維大編集『加藤（正治）先生還暦祝賀論文集』（有斐閣、昭和七（一九三二）年）四九七頁……

所収・我妻栄『民法研究Ⅴ』（有斐閣、昭和四三（一九六八）年）八一頁

旧民法以来の「立法の沿革を明らかにすることによって解釈論に対する歴史的根拠を与えることを目的として稿を起した」この論文は、昭和四〇年代以降にとりわけ星野英一により方法論として体系化され一般化することとなった立法沿革的手法の先駆的意義を有する。そして、この論文を所収した『民法研究Ⅴ』が昭和四三（一九六八）年に公開されたこともまた、星野らの新たな研究とならんで、その後の学説の解釈方法論に直接影響を及ぼしたのである。ただし、この論文は、旧民法に関しては、①ボウソナードの司法省法学校における草

案講義の翻訳（『ボアソナード起稿・民法草案財産編講義』）、②仏文草案注釈（以下『草案注釈（仏文）』ないし『プロジェ』と略称する）新版、③民法典正文に関する仏文理由書（『エクスボゼ』）の三つを使用し、今回本資料集成で復刻する邦文理由書は使用していない^③。

これに対して、右旧民法正文の邦文理由書を参照した文献として——少なくとも私たちが知る限りで——最も古い業績は、安達三季生の次の論稿である。

【2】安達三季生「指名債権譲渡における債務者の異議なき承諾——付・指図及手形小切手の新な構成への試み——」（一）（三・完）『法学志林五九卷三・四号（昭和三七（一九六二）年）三三頁、六〇卷一号（昭和三七（一九六二）年）三一頁、六一卷二号（昭和三九（一九六四）年）三一頁

民法四六八条一項の指名債権譲渡における債務者の異議を留めない承諾の性質につき処分授權説を提唱する同論文は、その「第二章 公信用力説とその批判」において、従来の多数説（公信用力説）にあつては「立法の際の起草者の意図がその背景として裏打ちされている」ことを法典調査会民法議事速記録を用いて論証する一方、同条項とその基になった旧民法財産編三四七条・五二七条との間には規定の趣旨に大きな相違が認められるとし、その説明のための素材として「旧民法の起草者たるボアソナードの著した『民法理由書』」（ボアソナード『民法理由書』森順正訳第四卷）を引用する^⑤。ただし、我妻【1】が参照していたような、ボワソナード草案に関する資料は使用されていない。同論文は、右のような沿革的考察に加えて、フランス法・ドイツ法の両者につき並列的に比較法的考察を加えるなど、方法論的にも非常に先進的な内容をもつものであるが、しかし、上記『民法理由書』に関していえば、その所蔵等に関する情報が、この論文には記載されていない。現行民法に

関して引用される法典調査会民法議事速記録が法務図書館所蔵の学振版であることから、『民法理由書』も同様に法務図書館所蔵のもの——すなわち今回私たちが復刻する資料と同一物とも考えられるが、しかしながら、法務図書館所蔵資料には、原著者がボワソナードである旨を明記した箇所は存在しないため、上記のような書名表記では、まったく別個の資料ではないかとの疑念を払拭できない。

もっとも、昭和四〇年以前の一般的な論文手法からすれば、我妻【1】や安達【2】が、こうした引用資料の所蔵や資料それ自体に関する考証を論文中に記していないことを問題視するのは酷であろう。というのも、当時の一般的意識としては、立法関係資料の所蔵調査や立法過程における位置づけを行うのは法制史の仕事とされ、民法の具体的な条文・制度に関する解釈論を展開すべき論文中で資料解題の類を行うことに対する違和感・抵抗感が大きかった。のみならず、こうした立法資料に関する所在情報や分析のノウハウは、往々にして、その学者（あるいは学派）のいわば密教的奥義の部類に属し、それらの情報を広く公開して学界の共有財産にしようとする意識は、必ずしも一般的でなかったからである。

しかしながら、かかる状況は、次のような弊害をもたらした。その一は、当該立法資料に関する調査・分析の内容が公開されなかったために、それに関する学界全体での批判的検討が行われず、その結果、資料によっては、立法過程における位置づけ等につき、誤解ないし不正確な理解が定着してしまったことである。^⑦その二は、研究者間で立法資料に関する情報・知識の共有が起こらなかったために、当該資料が——とりわけ自分の研究分野以外の領域（たとえば我妻【1】の民法四一四条論や安達【2】の民法四六八条論）において——すでに参照・活用されていることを知らないまま、新資料として「発見」されるという無駄が、何度も繰り返さ

れたことである。

(二) 昭和四〇年代—五〇年代の研究

そこで、こうした弊害に気づいた昭和四〇年代以降の研究者たちは、沿革史的研究の際に参照・利用した立法資料等につき、他の研究者による追検証と資料批判とを可能化させるため、その所在情報を公開し詳細な解題を付すようになった。これは、それまで一般的であった民法解釈論の論文手法や資料の取扱方法からすれば、まさに画期的な転換といえる。そして、とくに今回の復刻対象である『民法理由書』に関していえば、この資料の内容を詳細に分析し、調査結果を論文中で公開して学界の共有財産にまで引き上げたのは、小林一俊と池田真朗の次の業績であった。

【3】小林一俊「日本民法における錯誤法の系譜と関連問題点（一）」（二・完）『亜細亜法学七卷二号』（昭和四七（一九七二）年）二二頁、八卷一号（昭和四八（一九七三）年）一頁……所収・小林一俊『錯誤法の研究』（酒井書店、昭和六一（一九八六）年）一四七頁、『錯誤法の研究（増補版）』（酒井書店、平成九（一九九七）年）一四七頁

【4】小林一俊「民法理由書などについての一つの小メモ」『亜細亜法学九卷一号』（昭和四九（一九七四）年）八三頁……所収・『錯誤法の研究（増補版）』（前掲）六〇七頁

このうち【3】論文は、「旧民法における錯誤規定に関する起草者の見解は、ボアソナード自身の著書や講義

等によって知ることができるが、旧民法中ボアソナード起草部分については、幸い、ボアソナードによって、おそらく枢密院提出案―公布旧民法に合わせ、その理由書として起稿されたと推測される『民法理由書』が残されているので、ここでは、その理由書（民法理由書四・森順正訳―以下、民法理由書として引用）を、公布規定理解の手がかりにしよう」として、『民法理由書』の財産編三〇九条・三一〇条・三一一一条の記載を詳細に引用しつつ旧民法の錯誤規定の内容を明らかにする。一方、【4】論文は、「民法各規定の系譜を正しく把握するにあたって、それらの理由書などはいかなる価値をもち、それぞれいかなる関連をもつであろうか」を調査・検討することが重要であるとの認識に基づき、現行民法および旧民法に関する立法資料につき詳細な解題を付したもので、旧民法正文との関係では、その仏文理由書（「エクスポゼ」）が表向きには《Traduction officielle》とあるが実は翻訳ではなく原本であること、その著者がボワソナードと推測されること、その翻訳が『民法理由書』（全一二冊、森順正・城数馬共訳、法務図書館所蔵）（「今回復刻資料」であることを明らかにした。⁹⁾なお、これらの資料を法務図書館で収集した経緯等につき書き記した文献として、次のものがある。

【5】小林一俊「立法理由調べのことども――とくに拙稿との関連性――」『亜細亜法学三〇巻二号（平成八（一九九六）年）一七五頁……所収・『錯誤法の研究（増補版）』（前掲）六六五頁（とくに六七〇頁以下）

ところで、小林【3】論文が発表された昭和四七〜四八（一九七二〜七三）年当時、法務図書館では、手塚豊が、法務省からの依頼を受け、同館所蔵の貴重書の分類・整理を行っており、その成果は、昭和四八（一九七三）年、次の目録となって公表された。

【6】『法務図書館所蔵貴重書目録（和書）』（法務図書館、昭和四八（一九七三）年）

そして、同目録四〇頁は、同館所蔵の旧民法正文の仏文ならびに邦文の理由書につき、次のような解説を加えていた。

D-8) 民法理由書 一―二二 城数馬訳

司法省写本 一二冊 半紙 (XB 300 B1-14)

明治二五年二月―二六年三月にかけて、(D-9)の註釈(二―四卷)を翻訳したもので、旧民法の註釈に当る

D-9) Code civil de l'Empire du Japon

Accompagné d'un exposé des motifs.

Traduction officielle. Tome 1-4. Tokio, 1891 (B 540 B9-4)

Tome 1: Text.

2-4: Exposé des motifs

だが、この記述は、目録として簡略に記載されていることもあって、若干不完全ないし不正確な点がある。その不備を補い、更なる考証を加えたのが、池田【7】論文であった。

【7】池田真朗「民法四六七条におけるボアソナードの復権」手塚豊教授退職記念論文集『明治法制史・政治史の諸問題』(慶應通信、昭和五二(一九七七)年)一〇三九頁……所収・池田真朗『債権譲渡の研究』(弘文堂、平成五(一九九三)年。なお、同書は、本解題三において【16】として挙示してある)一〇頁、『債権譲渡の研究(増補版)』(弘文堂、平成九(一九九七)年。同書は、本解題三において【23】として挙示してある)一〇頁

同論文も、小林【4】論文と同様、旧民法の仏文理由書（『エクスポゼ』）の著者がボワソナードであり、法務図書館所蔵の邦文理由書がその翻訳である旨を明らかにし、これら両教授の考証によつて、旧民法の仏文および邦文の理由書の立法過程における位置づけの概要はほぼ明らかになった。本解題の記述の多くも、両教授の研究に負うところが大きい。そこで、今回の復刻に際しては、原典のほかに、これら両教授の先行業績（小林【4】論文「二 ボアソナード民法の草案註釈と理由書」および【5】論文「三 旧『民法理由書』、法律取調委員会・法典調査会の議事録と『日本民法における錯誤法の系譜と関連問題点』など」、池田【7】論文「第四節 旧民法理由書解題」）も収録して読者の便宜を図ることとした（本復刻版『第一巻』83頁、87頁、89頁）。両教授には、本資料集成への転載・収録につきご快諾いただいたことを、心よりお礼申し上げます。

（三） 昭和六〇年代—平成期の研究

さて、小林・池田の上記業績を機縁として、旧民法正文に関する仏文および邦文の理由書の存在は広く認知されるようになり、その結果、仏文理由書（『エクスポゼ』）に関しては、以下の二種の復刻版が上梓されるところとなった。

【8】 ボアソナード文献双書⑥『仏文・日本民法理由書（復刻版）』（宗文館書店、昭和五九（一九八四）年）

【9】 日本立法資料全集・別巻28／31『（仏語公定訳）日本帝国民法典並びに立法理由書（明治二三年三月二七日公布）』（信山社、平成五（一九九三）年）

このうち【8】は理由書の条文部分（第一巻）のみの復刻、【9】は理由部分（第二巻、第四巻）も含めた全巻の復刻である。

これに対して、邦文の理由書に関しては、平成五（一九九三）年に大久保泰甫を代表として組織された「ボワソナード民法典研究会」が、同資料をはじめとする旧民法立法関係資料の復刻に向け、上記先行業績に追加すべき新たな知見を得るため調査を続けていたが、この作業が進行中の平成一〇（一九九八）年、すでに昭和五四（一九七九）年より、京大所蔵の学振版・法典調査会民法議事速記録の審議内容に、諸外国の立法例および現行民法に関する『民法修正案理由書』の記載を付加した研究成果を、民商法雑誌および判例タイムズに公表してきた前田らの研究グループは、旧民法に関する『民法理由書』の内容を新たな情報として追加するに至った。⁽¹⁰⁾

【10】前田達明ほか「（史料）留置権法（一）」（二・完）民商法雑誌一一八巻二号（平成一〇（一九九八）年）一〇九頁、三号一〇五頁

前田達明ほか「（史料）先取特権（一）」民商法雑誌一一九巻三号（平成一〇（一九九八）年）一二三頁、一二〇巻三号（平成一一（一九九九）年）一六五頁、一二一卷一号一三五頁、二号一二二頁、三号一三〇頁、四・五号（平成一二（二〇〇〇）年）二四一頁、一二二巻一号一三八頁、二号一〇一頁、四・五号二八五頁、一二三巻二号一〇七頁、三号一五三頁

そこで、ボワソナード民法典研究会では、『民法理由書』に関する情報の共有化と、研究会が進めている復刻計画への協力を依頼することとし、その結果、研究会メンバーの一人である七戸と前田とが、今回の資料復刻

の編集および解題執筆につき共同作業を行うこととなった次第である。

ところで、この邦文資料『民法理由書』をめぐる一つ、平成期に入ってから、池田真朗と安達三季生らの間に展開された論争の中で、この資料のテキスト読解問題や、旧民法関係資料全体の中のこの資料の位置づけ、さらには、いわゆる立法者意思説・法律意思説の対立と関連して、本資料をはじめとする立法関係資料の取り扱いの問題が争われている。この論争は、すべての民法学者にとって避けては通れない解釈方法論に関する一般問題を提起するとともに、今回『民法理由書』を復刻することの意味、さらには本資料集成において旧民法関係資料を復刻することそれ自体の意義にも影響を与える。

そこで、以下では、まず、本復刻資料の書誌的考察を行うことによって、この資料の旧民法立法過程における意義・位置づけを明らかにし、上記論争の前提を整えたうえで（二）、次に、上記論争における具体的な争点のうち、今回の復刻資料あるいは本資料集成と直接関連する問題点につき考察を加えることにしたい（三）。

二 復刻資料の内容

（一） 復刻底本に関する書誌的考察

すでに触れたように、今回の復刻の底本は、法務図書館所蔵の資料——上記【6】『法務図書館所蔵貴重書目録（和書）』四〇頁の表記に従えば、「民法理由書 一——二 城数馬訳」（請求記号・XB 300 B1-14）である。

しかしながら、右目録の記載には、いささか不完全な部分がある。以下、この点につき、小林・池田の先行業績【3】【4】【5】【7】を参照しつつ、補足説明を加えることにしよう。

1 資料名・冊数

まず最初に、本資料の資料名および冊数について。ここでは、後掲〈図表1 『民法理由書』各巻の編綴・合冊の内訳〉を参照いただきたい。同図表「A」「B」「C」欄に掲げたように、本資料には、表紙が三種類ある。

第一の表紙（A）は、無地の厚紙に墨書で「民法理由書・一（～十二）」とだけ記載されているもので、これを基準とした場合、本資料の冊数表示は全二冊通巻となる。

第二の表紙（B）は、上記表紙（A）と同じく無地の厚紙に墨書で資料名が「司法省記録課」の文字とともに記載されているもので、その冊数表示は各編・部ごとに分かれている（「民法理由書財産編物権部・一（～三）終」、「民法理由書財産編人権部・一（～三終）」、「民法理由書財産取得編・一（～三終）」、「民法理由書担保編・一（～二）終」）。「民法理由書証拠編・完」。ただし、この表紙（B）には、右表記と並んで、朱書で「第壱十参號ノ内（十貳冊ノ内／第一（第二、第三……）」との冊数表示も認められ、これに従った場合の冊数表示は、上記表紙（A）と同様、全二冊通巻となる。

以上の二種の表紙に対して、第三の表紙（C）は、本文と同様の野紙ないし原稿用紙で、そこに①日付・②

紙数・③翻訳者・④資料名・⑤冊数等の情報が記載されているのが基本パターンであるが、しかし、しばしばいずれかの情報が存在しない場合がある。また、その記載の順番もまちまちであり、さらに、各項目内部の表記の仕方にも統一性がない。なお、冊数に関しては、墨書のほかに朱書でも「物ノ一」「物ノ二」……あるいは「老」「貳」……といった表記がなされているが、これにも一貫性が認められない（〈図表1〉では比較の容易化のため情報を①・②・③・④・⑤の順に並べ替えてある。正確な記載内容を確認される場合には、復刻頁そのものを参照されたい）。この表紙（C）を基準に、上記表紙（A）と対比する形で総冊数を数えるならば全二五冊、表紙（B）と対比する形で各編・部ごとの冊数を数えると、財産編物権部（一〇五）、財産編人権部（一〇六）、財産取得編（一〇九）、債権担保編（一一三）、証拠編（一一二）ということになるが（なお、債権担保編の最後の冊に関しては、かつて二冊に分割されていたことを示す表紙〔担保ノ参〕〔上〕裏表紙および〔下〕表表紙）が残っており、また、証拠編に関しては第一部分が後にさらに三分割されており（証・第一ノ上）〔証・第一ノ中〕〔証・第一ノ下〕、したがって、これらをカウントすると全二八冊、債権担保編（一一四）、証拠編（一一四）になる^①、しかし、表紙（C）記載の冊数表示で、これらに完全に対応しているものは存在しない。

以上の三種の表紙のうち、本資料の成立当初から存在していた表紙は、おそらく（C）である。後に述べるように、本資料は、ボワソナード執筆の仏文理由書（『エクスポゼ』）を、城数馬・森順正らかつて司法省法律取調委員会の翻訳事務に携わっていた者が訳出したものであるが、彼らは、本資料の翻訳がある一定量仕上がると、これを順次司法省に提出していったようである。表紙（C）はその際に翻訳者自身により付されたもの

らしい。これに対して、表紙（Ａ）（Ｂ）は、後の時代に司法省記録課が保存の便宜上合冊した際に付加したもので、法務図書館蔵の他の保存資料の表紙と共通タイプのものである。

これらの表紙との関係で問題となるのは、いずれの表紙を基準として本資料の資料名・著者（訳者）名・冊数・頁数（丁数）を確定すべきか、という点である。この点につき、安達【2】は、資料名・冊数に関して表紙（Ａ）、訳者名に関して表紙（Ｃ）を利用する（丁数の表示はない）。小林【3】も、資料名・冊数に関しては表紙（Ａ）、訳者名に関しては表紙（Ｃ）を利用し、かつ、表紙（Ａ）の合冊を基準に丁数を算出している。¹²⁾『法務図書館所蔵貴重書目録（和書）』【6】も、安達【2】と同様、資料名・冊数に関して表紙（Ａ）、訳者名に関して表紙（Ｃ）を利用する。これに対して、池田【7】は、丁数に関しては、「同書〔民法理由書〕三四七条の分六頁目」という形で引用個所の特定を行う一方、冊数に関しては（Ａ）を表紙とする合冊（同論文はこれを「仮綴」と呼ぶ）を基準に「仮綴の第一冊」～「仮綴の第二二冊」との表現を用い、（Ｃ）を表紙とする分冊（当初の冊）に関しては「仮綴中の各分綴」あるいは「仮綴第四冊の財産編人權部一」と表記する。¹³⁾

この点に関しては、本来なら、（Ｃ）を表紙とする分冊（当初の冊）を基準に冊数・丁数等を特定するのが理想的と考えられるのであるが、しかしながら、上述したように、表紙（Ｃ）の資料名等の記載には一貫性がなく冊数表示も不正確であるため、これをそのまま転記したのでは混乱を招くばかりである。そこで、今回の復刻に際しては、次のような編集をした。

① まず、本資料の資料名に関して、表紙（Ａ）・表紙（Ｂ）はすべて「民法理由書」と記載しているが、当初の表紙である表紙（Ｃ）の中には一冊だけこれを「民法理由書翻訳」としているものがある（表紙（Ｃ）

の第一冊)。復刻版における資料名は、「民法理由書」に統一した。

- ② 冊数・丁数に関しては、(C)を表紙とする分冊(当初の冊)全二五冊の各々につき、新たに丁数を表記する一方、表紙(C)に関しても、それが分冊(当初の冊)の第何冊に当たるのかを注記した(『民法理由書・一(財産編物権部・一)』(分冊)→『民法理由書・二五(証拠編・四)』(分冊))。これにより、本復刻版それ自体の頁数と合わせて、(C)を表紙とする分冊(当初の冊)の冊数・丁数を用いた引用個所の特定が可能になる。さらに、これに(A)(B)を表紙とする「合冊」の冊数表示および本復刻版の通頁を併記すれば、引用個所をより明確な形で特定できる。

- ③ また、分冊各冊の編・部の表記についても、統一性ある形に修正した(『財産編物権部』『財産編人権部』『財産取得編』『債権担保編』『証拠編』)。

- ④ なお、訳者の表示は、基本的には「分冊」に関してのみ掲げることとした。というのも、全二五冊からなる当初の分冊のうちの四冊——『民法理由書・一五(財産取得編・四)』『同・一八(財産取得編・七)』『同・一九(財産取得編・八)』『同・二〇(財産取得編・九)』——に関しては翻訳者の記載がない。そして、『民法理由書・七(財産取得編・一)』(合冊)、『同・八(財産取得編・二)』(合冊)は、これら訳者の記載のない分冊と、森順正訳の記載のある分冊を合冊している。このような場合、右合冊につき訳者名を「森順正訳」とだけ表記した場合には、不正確な記述となってしまうからである。

さて、以上の処理に基づくと、たとえば上記先行業績の引用個所の表示は、次のようになる。

先行業績の表示		本資料集成の表示
安達【2】「(一)」九六頁	「ボアソナード『民法理由書』森順正訳第四卷」(財産編(人権部)三四七条部分の引用)	「民法理由書・四(財産編人権部・二)」(合冊)所収 「民法理由書・七(財産編人権部・二)」(分冊)(森順正訳一二〇丁裏～一二二丁表) ……雄松堂復刻版『民法理由書(第二卷)』209頁
小林【3】『錯誤法の研究(増補版)』一五三頁	「民法理由書四・四四丁裏～四五丁表」(財産編(人権部)三〇九条部分の引用)	「民法理由書・四(財産編人権部・二)」(合冊)所収 「民法理由書・六(財産編人権部・二)」(分冊)(森順正訳四四丁裏～四五丁表) ……雄松堂復刻版『民法理由書(第二卷)』50頁
池田【7】『債権譲渡の研究(増補版)』(後掲【23】)三四頁、三八頁注(30)	「同書『民法理由書』三四七条の分六頁目」	「民法理由書・四(財産編人権部・二)」(合冊)所収 「民法理由書・七(財産編人権部・二)」(分冊)(森順正訳一一八丁裏) ……雄松堂復刻版『民法理由書(第二卷)』207頁

2 原著・原著者

本資料が旧民法正文の仏文理由書(『エクスボゼ』)の第二巻～第四巻(理由)部分に対応する翻訳であること、また、この原著(『エクスボゼ』)の著者がボワソナードと解されることについては、すでに小林【3】【4】、『法務図書館所蔵貴重書目録(和書)』【6】、池田【7】が明らかにするところである。

なお、ボワソナードが仏文理由書（『エクスボゼ』）を執筆するに至った経緯につき、小林論文・池田論文は
いずれも、大久保泰甫の紹介する、フランス国家文書館所蔵の一八九一（明治二四）年一〇月一八日付ボワ
ナード発バリ大学法学部長コルメ・ド・サンテール宛書簡を参照している^⑮ので、読者の参照の便宜のために、
右書簡の大久保訳を以下に引用しておく。

〔前略〕日本の民法典は、私の草案に対する削除と修正（これらの「修正」——私が採用しかねる「修正」——
については、パリで新たな評言がありましょう）の後、公布されましたが、この時、政府は、「削除について」私に
責任のないことを明らかにするため、私の草案と註釈を再び出版しようと申し出ました。この提案は、同時に、ど
うしても引き受けてくれと頼まれた、相当重く相当骨の折れる仕事を交換条件とした申し出でありました。その仕
事とは、新法典の立法理由書の起草であり、できる限り草案が受けた修正を正当化し、また、私の個人的見解を捨
象して書いてくれ、という注文でした。

もちろん、私の「註釈」のうち、新法典にもまだ通用するものは、そのまま使ってもよろしいといわれました。
そして、新条文はごく少なく、ほとんどが削除ばかりでありましたから、私は自分自身で自分を削除する羽目にな
ったわけです。^⑯〔後略〕

ただ、本資料『民法理由書』筆写本が、この『エクスボゼ』活版本そのものの翻訳である、と単純に言い切
ってしまつてよいかに関しては、これに疑念を抱かせるような個所がいくつか認められる。たとえば――、

① 財産編七六条・七七条につき、本当なら理由の冒頭に掲げられるべき条数表示が、前条（七五条）の理由
部分の末尾に括弧書きで記載されている^⑰。これは、およそ法律的素養のある人間ならばあり得ないミスで、

したがって、少なくともこの個所を筆写した者は城数馬ではないように思われるが、いずれにせよ、筆写の原本が同様の体裁になっていなければ、このような形で表記ミスは起こりにくい。

② 債権担保編一条―二三条につき、理由の前に条文（旧民法正文）が転記され、その後、墨消されている。⁽¹⁸⁾だが、『エクスボゼ』活版本は、第一巻が条文、第二巻、第四巻が理由に分かれており、条文と理由を混在させる形式をとっていない。したがって、仮にこの個所の理由部分が『エクスボゼ』活版本を用いて翻訳されたものであったとしても、少なくともこの部分に関する翻訳書の体裁については、『エクスボゼ』とは異なるものが予定ないし意図されていた、ということになる。

③ 債権担保編二七〇条の理由末尾には、『(in li mine litis.)』との記載があるが、この記載は『エクスボゼ』活版本には存在しない。⁽²⁰⁾

④ また、『民法理由書・四（財産編人権部・一）』（合冊）所収「民法理由書・六（財産編人権部・一）」（分冊）（森順正訳）（本復刻版『第二巻』5頁）の表紙には、「反訳後起案者ト協議ノ上訂正シタル所少カラス別ニ編纂シ提出スヘシ」との朱書と「森順／正印」の角印があり、池田【7】は、ここにいう「起案者」がボワソナードである旨を指摘していたが、⁽²¹⁾証拠編一四九条理由部分（城数馬訳）の欄外にも「ボ氏ニ問合ヲ要ス」との書き込みがある。⁽²²⁾このことから、城数馬・森順正らは、ボワソナードと「協議」し「問合」を行いつつ本資料の翻訳を行ったことが知られるが、しかし、それはとりも直さず、本資料が『エクスボゼ』活版本の単純なる翻訳ではない、ということの意味する。

ところで、ボワソナード草案の仏文注釈書（『プロジェ』）とその翻訳書（『プロジェ初版』（本資料集成第一

期第二回配本）に対応する翻訳として『民法草案註釈（財産編）』（同第三回配本）、『プロジェ第二版』に対応する翻訳として『再閱民法草案（財産編）』『民法草案（財産取得編）』（同第四回・第五回配本）および『再閱修正民法草案註釈』（同第六回配本）がある）の関係につき、本資料集成第一期の解題は、両者の内容に違いが認められる個所があり、したがって、これらの邦文の書籍は『プロジェ』活版本をそのまま翻訳したものではない旨を明らかにしている。旧民法正文に関する『エクスポゼ』と『民法理由書』の関係も、これと同様に考えられる（なお、この点に関しては、近時の議論と関連して、後に再び言及することにした）。三（二）。

3 翻訳者

後掲《図表1》「C」欄に掲げたように、当初より存在する表紙（C）の中には、脱稿ないし翻訳料請求の日付、および、翻訳者の氏名が記載されているものがある。このうち、最初の冊（『民法理由書・一（財産編物権部・一）』）と最後の冊（『民法理由書・二五（証拠編・二二）』）の表紙に記載された日付から、翻訳の時期は、明治二五（一八九二）年二月二〇日（以前）から翌明治二六（一八九三）年三月二五日までと解される。一方、翻訳の分担は、財産編総則・物権部、債権担保編、証拠編は城数馬、財産編人権部、財産取得編は森順正の担当であり（なお、すでに述べたように、財産取得編部分の冊の中には翻訳者の名前が記載されていないものがあるが、この部分の翻訳者もおそらく森であろう）、両者の作業は、同時並行的に行われている。この二人の翻訳者の略歴は、以下の通りである。

城数馬		森順正		訳者名なし（森順正？）	
1物1	明治二五年二月〇日	6人1	日付なし		
		7人2	明治二五年二月二六日		
		8人3	明治二五年三月一日 調査済		
		9人4	日付なし		
2物2	明治二五年四月三日	10人5	明治二五年四月二日		
		11人6	明治二五年五月一六日 成		
		12人7	明治二五年五月三十一日 反訳料請求		
3物3	明治二五年六月□□日 反訳料請求済	13人8	日付なし		
4物4	日付なし	14人9	日付なし		
5物5	日付なし	15人10	明治二五年二月九日 訳成		
		16人11	日付なし		
		17人12	日付なし		
21(担1)	明治二五年一月一九日 反訳料請求済	18人13	日付なし		
22(担2)	明治二五年二月八日	19人14	明治二五年二月九日 反訳料請求済		
23(担3)	明治二六年三月二五日	20人15	明治二五年二月九日 反訳料請求済		
24(証1)	明治二六年三月二五日				
25(証2)	明治二六年三月二五日				

*「1物1」の略語は「民法理由書・一（財産編物権部・一）（分冊）」を意味する。

a 城数馬⁽²³⁾

財産編総則・物権部、債権担保編、証拠編の翻訳を担当した城数馬（じょう・かずま）は、福岡県士族、司法省法学校正則科第三期生（明治一三（一八八〇）年九月入学）で、同期には後の大審院長横田秀雄、日銀総裁水町袈裟六、明治大学長木下友三郎らがいた。彼ら正則科第三期生は、司法省法学校廃校後、文部省管轄の東京法学校本科を経て、明治一九（一八八六）年の帝国大学（後の東京大学）成立により同大学法科大学に編入されたため、城の最終学歴は、明治二一（一八八八）年法科大学仏法科卒業（法学士）である。彼は、すでに法科大学時代から東京法学校（上記司法省法学校が文部省に移管した後の学校とは別物で、法政大学の前身。東京法学校（明治一三（一八八〇）年）↓東京法学校（明治一四（一八八一）年）↓和仏法律学校（明治二二（一八八九）年）↓法政大学（明治二六（一九〇三）年）の講師を務めるようになり、以後明治二六（一八九三）年頃まで教壇に立ち続けた。法科大学卒業後は司法省参事官補に任官し、明治二一（一八八八）年一〇月一五日付で法律取調事務兼勤を拝命している。その一方で、彼は、東京法学校・和仏法律学校の機関誌『法律雑誌』の編集・執筆にも携わり、また、明治二三（一八九〇）年以降の民法典論争の際には、明法会（和仏法律学校グループの断行派組織）の発起人に名を連ね、『法律雑誌』『明法誌叢』等で論陣を張った。

ところで、法律取調委員会は明治二四（一八九一）年五月に解散し、このとき司法省参事官となっていた城も、森らとともに五月七日付で法律取調事務兼勤を解かれていることから、翌明治二五（一八九二）年から二六（一八九三）年にかけて行われた『民法理由書』の翻訳時における城あるいは森の地位が問題となってくるが、こうした彼らの活動は、法律取調委員会解散後の「諸法典翻訳等ノ如キ残務ハ司法部内ノ高等官ニシテ従

前右取調ニ從事致候者ニ其取扱ヲ命シ候様致度此段請認可候也」との山田顕義司法大臣の明治二四（一八九二）年五月八日付内閣宛稟請・同日付内閣承認に基づくと考えられる。ただ、城は、その後大審院に転じた後、『民法理由書』翻訳途中の明治二五（一八九二）年には官を辞して代言人となり、その直後の「弄花事件」で大審院長・児島惟謙の代理人として弁護に立っている。なお、以後の彼は、明治二九（一八九六）年以降東京市會議員に常選され、また東京代言人組合（東京弁護士会）でも重きをなす存在となっていたが、明治四〇（一九〇七）年に同会を退会し、翌年京城控訴院長として渡韓、その後も覆審法院長等を務めた。

フランス語の翻訳に関しては、すでに法科大学時代にローラン（講義）『城数馬（解説）』『義務法（契約ナクシテ生スル義務法）』中央法学会雑誌三五号〜九五号（明治一九〜二一（一八八六〜八八）年。明治二二（一八八九）年に中央法学会より単行本化）があり、また法律取調委員会時代には、ボードリ―ラカンチヌリ（著）『城数馬（訳）』『アッペール（序）』『富井政章（校閲）』『仏国証拠法詳解（全）』（時習社、明治二二（一八八八）年）、アッペール（講述）』『城数馬（訳）』『仏国相統法講義（全）』（時習社、明治二二（一八八九）年）を訳出している。一方、旧民法に関しては、『民法理由書』翻訳と同時期に、森順正らと共著で、本野一郎・城数馬・森順正・寺尾亨（合著）『ボアソナード（訓定）』『富井政章（校閲）』『日本民法義解（第一冊〜第一〇冊）』（金蘭社、明治二三〜二五（一八九〇〜九二）年。復刻版・『日本民法（明治二三年）義解（総則・財産編第一巻〜第四巻、財産取得編第一巻〜第二巻）』（信山社『日本立法資料全集（別巻111〜116）』、平成一〇（一九九八）年）を著している。著書にはこのほかに『大日本帝国憲法詳解——欧米各国対比参照』（共和書店、明治二二（一八八九）年）、『刑法原理』（博文館・政治学経済学法律学演習全書、明治二三（一八九〇）年）等がある。

b 森順正⁽²⁵⁾

一方、財産編人權部、財産取得編の翻訳を担当した森順正（もり・のぶまさ）は、東京の人、号は蟻堂。東京外国語学校卒業後（あるいは在学中から？）、堀田正忠・岩野新平とともに、明治六（一八七三）年に来日して間もないボワソナードの私邸に書生兼通訳として住み込んで法律学を勉強、明治一四（一八八一）年一二月以降は司法省より正式にボワソナードの通訳を命ぜられている。同じボワソナードの薫陶を受けたといっても、司法省法学校の生徒とは異なる、ボワソナードのいわば生粋の（私的な）門人である（なお、岩野は書生をしながら司法省法学校に通った。正則科第一期補欠入学）。また、森は、橋本胖三郎・堀田正忠・亀山貞義とともに東京法学校（後の法政大学）設立時の教員として名を連ね（明治一五（一八八二）年一〇月「私立学校設置願」。なお、同願は森の肩書を「ボアソナード門弟ニシテ現今司法省七等属タリ」と記している）、同校では城らとともに自ら教鞭をとったほかボワソナードの講義の通訳も行っている。その後、明治一九（一八八六）年の民法編纂局閉局後その事務を引き継いだ司法省民法編纂委員の委員附となり、翌明治二〇（一八八七）年一〇月に外務省から司法省へと移管した法律取調委員会でも事務を担当（明治二一（一八八八）年三月二一日付で検事職にあつた彼に法律取調事務の兼勤を命ずる文書がある）、城らとともにボワソナード草案の翻訳等に従事した。その後、明治二四（一八九一）年五月の法律取調委員会解散に伴い法律取調事務兼勤を解かれた際の肩書は、非職検事兼裁判所書記、また、『民法理由書』翻訳時の肩書は、明治二五（一八九二）年九月『改正官員録（甲）』一〇九丁裏、明治二六（一八九三）年六月『改正官員録（甲）』一〇九丁裏によれば、東京地方裁判所検事（十二級・従七位）である。

訳書・著書には、上記城らと共著の『日本民法義解』のほか、ボアソナード(著)『森順正・小山田銓太郎・岩野新平(訳)『治罪法草案註釋(第一篇)、(第二篇)、(第三篇)、(第四篇・第五篇)』(司法省、刊年不明)、ボアソナード(著)『森順正・中村純九郎(訳)『刑法草案註釋(上・下)』(司法省、明治一九(一八八六)年)、パウエル・ボン(著)『森順正・中村健三・田村泰三(訳)『仏国民法解説担保編(上巻一〜四、中巻一、下巻一〜二)』(司法省、明治二二〜二三(一八八九〜九〇)年)、堀田正忠・森順正(著)『民法精理(物権之部・人權之部)』(博聞社、明治二二(一八八九)年)、ボアソナード(断案)『森順正(纂輯)『民法辨疑』(公文舎、明治二五(一八九二)年。復刻版『ボアソナード文献双書8』(宗文館書店、昭和五九(一九八四)年)、ボアソナード(口述)『森順正(口訳)『民法原理法律不溯及論』(和仏法律学校校友筆記、明治二八(一八九五)年。復刻版『ボアソナード文献双書9』(宗文館書店、昭和五九(一九八四)年)、ミシエル・ルヴォン(著)『森螻堂(訳)『日本文明史』(同文館、明治三五(一九〇二)年)等がある。

4 本文

上述したように、本資料の内容は、若干の相違個所が認められるものの、ボワソナード執筆の仏文理由書(『エクスボゼ』第二巻〜第四巻部分)にはほぼ対応している。それゆえ、本資料は、『エクスボゼ』と同様、旧民法正文のうち、ボワソナードが草案起草を担当した財産法部分(明治二三(一八九〇)年法律第二八号部分)の条文理由を収録し、日本人委員が草案起草を担当した家族法部分(明治二三(一八九〇)年法律第九七号部

分)——財産取得編の最後の三章(第十三章 相続)「第十四章 贈与及ヒ遺贈」「第十五章 夫婦財産契約」。
財産取得編二八六条〜四三五条)ならびに人事編(全二九三条)——に関する理由は存在しない。

また、本資料で使用されている用紙につき、『法務図書館所蔵貴重書目録(和書)』【6】には「半紙」とあるが、これは単に用紙の大きさのみを示したもので、用紙の紙質・種類は和紙素材の罫紙または原稿用紙である。この点に関しては、さらに、後掲《図表1》の「D」欄を参照されたい。同欄から見てとれるように、本資料で使用されている用紙は、——森順正が初回提出分(『民法理由書・六(財産編人権部・一)』(分冊)について司法省一三行罫紙(赤色罫紙)と司法省一二行罫紙(青色罫紙)を使用しているのを除けば——、すべて市販(?)の罫紙あるいは原稿用紙である。しかも、その銘柄は実にさまざまで(とくに城数馬の担当部分にその傾向が強い)、文章の途中で用紙が変わるなど、その利用には法則性が感じられず、傍らにある紙を手当たり次第に使用したかのごとき印象を受ける。

だが、その一方において、この筆写は、翻訳の単なる草稿ではなく、浄書ないしそれに近いものと解される。この点は、字体が概ね丁寧な楷書で書かれていることのほかに、罫紙の一行の文字数からも見てとれる。すなわち、上述したように、本資料の用紙のほとんどは、一〇行罫紙と四〇〇字詰原稿用紙なのであるが、一〇行罫紙の場合にも一行文字数は正確に二〇字に収められ、その結果、罫紙一枚の文字数は四〇〇字詰原稿用紙と同一になっているのである。

ところで、当初より存在する表紙(後掲《図表1》という表紙(C))には、司法省一三行罫紙・一二行罫紙を用いた森順正の初回提出分(上記)を除くすべての冊(二五冊中二四冊)に、その冊の罫紙・原稿用紙の紙

数が記載されているが、この紙数は単純なる枚数ではなくして空行部分を差し引いた実質紙数であり、しかも、それが半丁単位まで割り出されている。そして、この空行差引紙数の記載は、当初の冊（分冊）二五冊中六冊の表紙にある「反訳料請求（済）」の記載と関係していると解されることから、上記のような厳密な一行文字数の確定も、直接には、翻訳料支払いの計算のためと考えられる。²⁶ もっとも、そのような厳密さの一方で、たとえば財産編（人権部）五二三条部分では、条数表示の次の行以降が空行になり、新しい用紙に替えて本文が始められるなど、改行・改頁の意図が不明の箇所もないわけではない。²⁷

また、こうした本文の筆写（浄書）は、数人の手によって行われていることが知られる。この者たちの氏名は不詳であるが、しかし、すでに触れたように、その中には、財産編七六条・七七条の条数表示をそれと気づかず七五条の理由末尾に筆記してしまう程度の法律素養の人物が含まれている。一方、筆写の分担範囲は、文章の内容とは無関係のように見える。たとえば、「民法理由書・二（財産編物権部・二）」（分冊）記載の財産編一〇四条の理由は、六八丁以前と六九丁以下（本復刻版『第一巻』239頁）で突然手が替わり、次条一〇五条に入るや再び交替する（七一丁裏。本復刻版『第一巻』242頁）。同様に、財産編一二七条に関する一一六丁以前と一一七丁以下（本復刻版『第一巻』287頁）における筆写者の交替も、いささか唐突で機械的な印象を受ける。さらに、こうした筆写（浄書）の後の段階で、何者かによる校閲・修正が行われたらしく、文中にはところどころ墨書ないし朱書による書込が認められる。

なお、以上の点との関連では、池田【7】が、「民法理由書・四（財産編人権部・一）」（合冊）所収「民法理由書・六（財産編人権部・一）」（分冊）（森順正訳）（本復刻版『第二巻』5頁）の表紙にある「反訳後起案者

ト協議ノ上訂正シタル所少カラス別ニ編纂シ提出スヘシ」との朱書と「森順／正印」の角印（既述）を根拠に、次のような推測を行っていた。すなわち、第一に、本資料は、法務図書館蔵のものほかに、数冊作成された。法務図書館蔵資料は、その中の原本である。第二に、森は、作成されたすべての冊の表紙に同一の書込をし、押印した。⁽²⁸⁾

このうち、まず第一の点に関しては、上述したような筆写の行われ方から考えても、池田【7】が推測することく、複数の筆写本が作成された可能性は否定できないように思われる。ただ、私たちが今回の資料復刻に際して調査した限りでは、法務図書館所蔵資料のほかに、旧民法正文の立法理由を記した邦文資料を発見することはできなかった。また、筆写本が複数存在するとした場合、法務図書館蔵資料の本文中に認められる書込等は他の筆写本ではどうなっているのか、といった疑問も残される。

一方、第二の点との関係では、「民法理由書・八（財産編人權部・三）」（分冊）（森順正訳）（本復刻版『第二卷』²²⁵頁）の表紙にも「調査済」の書込および「森順／正印」の長円印があり、また、多くの表紙に「（訳）成」ないし「翻訳料請求（済）」と日付の記載が認められる。すなわち、当初より存在した表紙（〈図表1〉という表紙（C））は、この資料の作成に関する翻訳者によるチェック・シートの意味も有していたと考えられるが、これらの記載情報から推測するに、本資料の作成作業は、次のようなものではなかったか。①まず、翻訳者（森ら）が執筆した翻訳草稿（未発見）を、複数の筆写者が浄書する。これが、本資料の本文の部分である（したがって、本文部分に関して、森らの手になる部分はないかもしれない）。②その後、翻訳者（森ら）は「起案者（ボワソナード）ト協議ノ上」浄書後の本文を「訂正」する。その訂正箇所が、本文中に加えられた書込個

所である（したがって、この部分の文字は、森ら自身の手によるものではないだろうか）。もっとも、現時点において、以上の憶測が事実と合致しているかどうかを裏付ける資料を、私たちは発見していない。

（二） 復刻版の体裁等

上述のような本資料の特徴を勘案しつつ、今回の復刻では、次のような編集をした。

1 判型・復刻方法

今回の復刻についても、本資料集成第一期刊行の和書（第三回～第六回配本）と同様、復刻部分につき書籍を横置きにし、原本の見開き（二頁分）を復刻版の一頁に収めることにした。復刻原本の原寸が半紙大であるのに対して、復刻版の判型は菊判、原本の縮小率は約五七％である。

なお、原本は和本の体裁に製本されており、用紙（罫紙または原稿用紙）はすべて真ん中で山折りにされた袋綴じ状態で糸綴じされている。復刻に際して最も理想的なのは、①この糸綴じを解き、かつ、②一枚一枚の用紙の折りを開いて複写をとることである。しかし、法務図書館では、保存の必要上、現在、①糸綴じを解いて撮影することを認めていない。だが、糸綴じを解かず撮影された慶大蔵および京大蔵のマイクロフィルムを見てみると、文字が製本のノドの部分にかかって読めない箇所が存在する。このことから、今回の復刻に際

して新たに撮影許可を申請しても、望ましい複写を得ることは困難と思われたため、過去に撮影されたマイクロフィルムの中から糸綴じを解いて撮影されたものを探索したところ、法務図書館蔵のマイクロフィルムが糸綴じが解かれたうえでの撮影であることが判明したほか、糸綴じを解いて複写された紙焼き（コピー）を所蔵されている小林一俊教授より、右紙焼きのご貸与を賜ることができた。ただ、残念なことに、小林教授所蔵の紙焼きも、法務図書館蔵のマイクロフィルムも、②用紙は袋綴じのまま、折りを開いて撮影されたものではない。その結果、法務図書館蔵のマイクロフィルムは、画面の右頁に原本用紙（罫紙・原稿用紙）の後半部分（ n 丁裏）が、左頁に次の用紙の前半部分（ $n+1$ 丁表）が収まっている。これに対して、小林教授所蔵の紙焼きは、見開き左右に同じ丁の表裏が来るように修正・編集されているが、しかし、用紙の折りを開いて複写されたものではないため、端の部分に読み取りにくい箇所がある。

今回の復刻では、慶大蔵のマイクロフィルムと法務図書館蔵のマイクロフィルムを併用し、より鮮明な側を選択して使用することとした。したがって、本復刻版についても、マイクロフィルムと同様、復刻頁の右側には「 n 丁裏」、左側には「 $n+1$ 丁表」が来ることになり、丁数を引用する際に若干混乱する可能性があるが、この点はなにとぞご海容いただきたい。

2 冊数・頁数表示

すでに触れたように、本復刻の底本は、そもそもは全二五冊（財産編物権部五冊、財産編人権部六冊、財産

取得編九冊、債権担保編三冊、証拠編二冊）であつたものが、後の時代に全一二冊（財産編物権部三冊、財産編人権部三冊、財産取得編三冊、債権担保編二冊、証拠編一冊）に合冊されたものである。今回の復刻では、これをさらに、全五冊（財産編物権部一冊、財産編人権部一冊、財産取得編一冊、債権担保編一冊、証拠編一冊）に合冊した。

また、その際、当初の分冊に関しては、その表紙（C）の記載が不統一であることから、今回の復刻では、右表紙の復刻頁欄外に、それが分冊の第何冊目にあたるかを注記するとともに（「民法理由書・一（財産編物権部・一）」）「民法理由書・二五（証拠編・二）」、復刻版の通頁のほかに、原典の各分冊ごとの丁数も表示することとした。なお、上述したように、本復刻版では、各頁の和綴じ見開きのままに編集し、見開き右頁が「n丁裏」、見開き左頁が「n+1丁表」になっている。丁数は、各丁の表裏双方に「」で記した。

3 目次・注記

また、本復刻では、検索の便宜のため、復刻版の各巻ごとに目次を作成した。

なお、原典では、条数の表示等が脱落している個所が存在する。そこで、その個所に関しては、欄外にその旨を注記しておくこととした。目次で括弧書き「」で記載してあるものがそれであるが、参照の便宜のため、以下でも、右個所を列挙しておくことにする。

分冊の冊数・丁数・行数、復刻版の巻数・頁数			誤		正	エクスポゼの記載
二(物二)	一五丁表 七行目	第一巻185頁	「第八拾二条」	↓	「第八拾二条及ヒ第八拾三条」	「誤」に同じ
九(人四)	一七八丁表 二行目	第二巻627頁	欠	↓	「第四百五十条」	「正」に同じ
九(人四)	一九一丁裏 七行目	第二巻641頁	「第四百五十條」	↓	「第四百五十五條」	「正」に同じ
九(人四)	二七七丁表 八行目	第二巻726頁	「第四款 代位弁済」	↓	「第四款 代位ノ弁済」	
一〇(人五)	九六丁裏 三行目	第二巻884頁	欠	↓	「第五百二十八条」	「正」に同じ
一一(人六)	五二丁裏一〇行目	第二巻978頁	欠	↓	「第五百六十条」	「正」に同じ
一二(取一)	二丁裏 二行目	第三巻8頁	欠	↓	「第二条及ヒ第三条」	「正」に同じ
一二(取一)	一九丁表 六行目	第三巻24頁	欠	↓	「第六条」	「正」に同じ
一七(取六)	九四丁表 七行目	第三巻568頁	欠	↓	「第四百四十八条」	「正」に同じ
一八(取七)	二丁裏 七行目	第三巻598頁	欠	↓	「第一節 博戯及ヒ賭事」	「誤」に同じ
二〇(取九)	五〇丁表 五行目	第三巻781頁	「第二百十八条」	↓	「第二百十三条」	「正」に同じ
二三(担三)	一八〇丁表 七行目	第四巻543頁	「第百八十六条」	↓	「第百八十八条」	「正」に同じ
二三(担三)	二〇〇丁表一〇行目	第四巻565頁	欠	↓	「第百九十八條」	「誤」に同じ

二五(証二)	一四一丁裏 六行目	第五卷 432頁	欠	↓ 「第百六十四条」	「正」に同じ
二五(証二)	一三五丁表 九行目	第五卷 425頁	欠	↓ 「第百五十五条」	「正」に同じ
二五(証二)	一三二丁裏 九行目	第五卷 423頁	欠	↓ 「第百五十三条」	「正」に同じ
二五(証二)	一二八丁表 六行目	第五卷 418頁	欠	↓ 「第百五十二条」	「正」に同じ
二五(証二)	一一九丁表 五行目	第五卷 409頁	欠	↓ 「第百四十六条」	「正」に同じ
二五(証二)	五五丁表 五行目	第五卷 345頁	欠	↓ 「第百十六条」	「正」に同じ
二五(証二)	二七丁裏 一行目	第五卷 318頁	欠	↓ 「第九十八条」	「正」に同じ
二五(証二)	一九丁裏 九行目	第五卷 310頁	欠	↓ 「第九十六条」	「正」に同じ
二五(証二)	一七丁裏 五行目	第五卷 308頁	欠	↓ 「第九十五条」	「正」に同じ
二五(証二)	一五丁裏 六行目	第五卷 306頁	欠	↓ 「第九十四条」	「正」に同じ
二五(証二)	一五丁表 一行目	第五卷 305頁	欠	↓ 「第九十三条」	「正」に同じ
二五(証二)	一二丁裏 六行目	第五卷 303頁	欠	↓ 「第九十二条」	「正」に同じ
二五(証二)	一一丁裏 五行目	第五卷 302頁	欠	↓ 「第九十一条」	「正」に同じ
二三(担三)	二三八丁表 九行目	第四卷 603頁	欠	↓ 「第三款 遺言上ノ抵当」	「誤」に同じ

三 民法解釈学における立法関係資料の意義

(一) 民法解釈方法論をめぐる近時の論争と『民法理由書』

1 池田＝道垣内論争、池田＝安達論争

さて、話題は、前記一で取り上げた、わが国の民法学における立法関係資料の利用の問題に立ち戻る。

平成元（一九八九）年、池田真朗は、民法四六八条一項の指名債権譲渡における異議を留めない承諾の性質につき、同条項の立法沿革を一九世紀末フランス法学説↓ボワソナード旧民法草案↓現行民法の立法過程と追跡する手法を用いて、新たな見解（二重法定効果説）を提唱した（【11】）。

【11】池田真朗「指名債権譲渡における異議を留めない承諾（一）」（三・完）『法学研究（慶大）』六二巻七号（平成元（一九八九）年）一頁、八号三五頁、九号二八頁……所収・池田真朗『債権譲渡の研究』（弘文堂、平成五（一九九三）年）（後掲【16】）二九二頁、『債権譲渡の研究（増補版）』（弘文堂、平成九（一九九七）年）（後掲【23】）三三〇頁

論争は、右論文に対する道垣内弘人の書評（【12】）を起点として開始された。道垣内は、池田【11】論文の解釈方法論につき次のようにいう。「私は、池田教授が、立法過程・母法を遡って、立法趣旨さえ明らかにすれば、それ以上の理論的説明を模索することは不要である、という立場にたって議論されていると考えた」。これ

に対して、池田は直ちに反論（【13】）を提起し、「私が考え、かつこれまでのすべての論文でも実践してきた民法解釈方法論は、『沿革ないし立法趣旨の検討』を『解釈論』ないし『学説上の理論』の形成に有効な一要素として取り込もうとするものである」と主張した。

【12】道垣内弘人「民法学のあゆみ」池田真朗『指名債権譲渡における異議を留めない承諾（一）』（三・完）『法律時報六二卷一〇号（平成二（一九九〇）年）七八頁

【13】池田真朗「論文批評における方法論の問題——道垣内助教授の批判に答えて——」『法律時報六二卷一二号（平成二（一九九〇）年）一一八頁

一方、池田【11】論文によって前掲【2】論文を批判された安達三季生も、次の論稿（【14】）において、上記解釈方法論の問題を含む詳細な反論を展開した。

【14】安達三季生「指名債権譲渡における異議を留めない承諾、再論——池田真朗教授および石田・西村両教授の批判に答えて——」『法学志林八九卷三・四号（平成四（一九九二）年）三頁

その直後に池田が発表した論稿（【15】）においては、発表時期がほぼ重なったことから、安達【14】論文に対する応接はなされていない。

【15】池田真朗「指名債権譲渡における異議を留めない承諾の要件と効果」『法学研究（慶大）六五卷四号（平成四（一九九二）年）一頁……所収・池田真朗『債権譲渡の研究』（後掲【16】）三八七頁、『債権譲渡の研究（増補版）』（後掲【23】）四二五頁

しかし、翌平成五（一九九三）年、池田は、債権譲渡に関するこれまでの研究成果（【7】【11】【15】等）を

一書にまとめ【16】、そして、同書において、【11】【15】論文の「追記」として、安達【14】論文に対する反批判を新たに書き下ろすに至った。

【16】池田真朗『債権譲渡の研究』（弘文堂、平成五（一九九三）年）

こうした経緯もあって、同書は、その公刊当時から大きな反響を呼び、数々の書評で取り上げられ検討されるところとなった【17】【18】【19】。これら書評者の関心もまた、民法四六七条・四六八条に関する池田説の具体的結論もさることながら、フランス法・ボワソナード旧民法からの立法沿革を通じて現行法の法構造を説明しようとする池田の解釈方法論の側に向けられている。

【17】五十嵐清（紹介と批評）池田真朗著『債権譲渡の研究』法学研究（慶大）六六卷一一号（平成五（一九九三）年）一三八頁

【18】大村敦志『「債権譲渡の研究」』（池田真朗著）を読む——池田「道垣内論争」と「テキストの読み」としての法の解釈・研究——」NBL五三六号（平成六（一九九四）年）四〇頁……所収・大村敦志『法源・解釈・民法学（フランス民法総論研究）』（有斐閣、平成七（一九九五）年）三九九頁

【19】海老原明夫「（法教Bookshelf）池田真朗著『債権譲渡の研究』」法学教室一六一号（平成六（一九九四）年）六頁

一方、安達も、池田の上記【15】論文および著書【16】に対する反論を提起した【20】。

【20】安達三季生「法解釈学（実定法学）方法論と債権譲渡の異議を留めない承諾——池田真朗教授の続稿に因んで——」法学志林九一卷四号（平成六（一九九四）年）四三頁

なお、上記単行本【16】が上梓された平成五（一九九三）年、池田は、日本私法学会のワークショップにおいて、四六八条一項の指名債権譲渡における債務者の異議を留めない承諾に関する報告を行い、その内容は翌平成六（一九九四）年の『私法』に掲載された（【21】）。

【21】池田真朗「（ワークショップ）指名債権譲渡における債務者の異議を留めない承諾」私法五六号（平成六（一九九四）年）一六一頁

これを受けて、安達は、上記五十嵐・大村・海老原書評（【17】【18】【19】）に加え、右ワークショップでの討論も踏まえて、次の論稿を発表した。

【22】安達三季生「再論・法解釈学（実定法学）方法論と債権譲渡（四六七条・四六八条）に関する幾つかの問題——池田真朗教授の近著と三つの書評および私法学会ワークショップの討議に因んで——」（一）

（二・完）「法学志林九二巻三号（平成七（一九九五）年）七九頁、四号一頁

なお、池田【16】は、その後、増補版が上梓されている（【23】）。

【23】池田真朗『債権譲渡の研究（増補版）』（弘文堂、平成九（一九九七）年）

他方、安達の一連の研究成果も、『法学志林』誌の退職記念号掲載の下記論稿（【24】）によれば、近々のうちに一書にまとめられる予定とのことである。

【24】安達三季生「研究生生活を振り返って——主要な研究論文の解説——」法学志林九五巻一号（平成九（一九九七）年）二一九頁

2 池田・安達論争と『民法理由書』

以上の論争において、『民法理由書』は、次のような形で問題となった。

すでに触れたように、安達【2】論文は、『民法理由書』の記述を引用しつつ、旧民法と現行民法の規定の間には断絶があるとしていた。すなわち、現行民法四六八条一項但書は、同項本文の抗弁切断により不利益を被った債務者に、譲渡人に対する一種の求償権を認めているが、旧民法においては、相殺の場合を除き（財産編五二七条三項）、そのような求償規定が存在しない。だが、このような規定の仕方の下で、債務者が過度に不利な立場に立たされないようにするためには、切断される抗弁の種類に制限を設ける必要がある。旧民法の条文はこの点を明示していないけれども、『民法理由書』の文章の趣旨からは、抗弁切断効が生ずるのは狭義の抗弁に限られ、権利否定的な抗弁（不成立・無効・弁済の抗弁）については切断効が生じないとの解釈がうかがわれる、というのが安達【2】論文の主張であった。

これに対して、池田は、【11】論文において、『民法理由書』の当該箇所は、そのように読み取れない、と反論した。⁽²⁸⁾池田説は、安達説とはまったく逆に、フランス法学説からボワソナード草案・旧民法を経て現行日本法に至るまでの法構造の連続性・同一性を前提としている。すなわち、①一九世紀末フランスの多数説は切断効の生ずる抗弁の種類を制限していたが、コルメ・ド・サンテールは無制限説を主張していた。②ボワソナード草案（三六七条二項）は、右コルメ・ド・サンテール説を取り入れた。③旧民法正文においては、右ボワソナード草案の立場がそのまま反映された。④現行民法四六八条一項のうち、本文は、基本的な構造としては、

フランス民法・ボワソナード旧民法の立場を継受したものであり、切断される抗弁の種類が広いのはそのためである。一方、但書に関しては、ボワソナード『プロジェ初版』に存在し、『プロジェ第二版』以降消失した規定との類似性を指摘できる。³⁰ 以上のような池田説の基本理解にとって、安達【2】の『民法理由書』の読解は、③の論旨部分と相容れない。

だが、右池田説に対して、安達は、【14】論文において、次のように反論した。まず、①一九世紀フランス法学説の状況、および、②ボワソナード草案がその中のコルメ・ド・サンテール説を参照して起草されたことに異論はない。しかし、③旧民法正文の立場は、ボワソナード草案と同一ではない。すなわち、第一に、ボワソナード草案では「すべての抗弁」について切断効が生ずると規定しているのに対して、旧民法正文では単に「抗弁」とだけ規定しており、このような文言上重要な相違が認められる以上、その立法趣旨が若干異なるのは当然である。³¹ 第二に、池田【11】論文が、ボワソナード草案の注釈書（『プロジェ』）を紹介しながら、旧民法正文の理由書（本資料『民法理由書』）を引用していないのは疑問である。「現行民法の起草の際の出発点とされたのは旧民法正本なのである。したがって現行民法の正しい理解のためのルーツを探る観点からすれば、後者（『民法理由書』）がより重要であろう」。³² 第三に、『民法理由書』のテキスト読解に関しては、旧民法正文に関する往事の注釈書（松本慶次郎・村瀬甲子吉『民法問答全集』（明法社、明治二四（一八九一）年）も、切断効の生ずる抗弁の種類に制限を加えている。³³ なお、④現行民法に関していえば、四六八条一項は、右旧民法正文（財産編三四七条二項）と異なり、切断される抗弁の範囲を広げているが、これは、フランス法学説あるいはボワソナード草案への回帰ではなく、取引の安全というまったく新たな視点に基づくものであり、四六八

条一項但書の規定も、ボワソナード草案の初版に由来するのではなくして、デルンブルクの見解の影響と推測される。⁽³⁴⁾さらに、本稿末尾「補論」において、安達は、池田＝道垣内論争を踏まえつつ、「法典調査会での議論と並んで、そのもとなつた旧民法正文を、さらにそのもとなつたボアソナードによる旧民法草案（これが法律取調委員会の審議を経て同正文となる）を、同じような比重をもって、（あるいは一層強く）、同条の解釈の根拠として重視される」池田【11】の解釈方法論を「ボアソナード意思説」と呼んで非難している。⁽³⁵⁾

右安達【14】論文に対して、池田【16】は、次のように反論する。すなわち、「安達教授は私がボアソナードのプロジェクトすなわち草案解説書を引用して理由書を引用していない点を非難しておられるが、理由書はボアソナードが執筆したほうが『原文』であり、この場面では草案解説書と理由書との『原文』の記述に違いがないので引用しなかつたまでである。未公刊の『理由書』の日本語（翻訳）がこなれておらず、それだけでは誤解に至る危険のあることも述べておこう」とされ、改めて「ボアソナードの『理由書』原文（Exposé des Motifs, t. 2, p. 44）およびそれと同文のプロジェクトすなわち草案解説書で解説すると」、やはり切斷効の生ずる抗弁の種類を無制限と解するのが旧民法正文の立場と理解することができる。⁽³⁶⁾安達【14】の引用する旧民法公布直後の注釈書の読解に関しても同様である。⁽³⁷⁾さらに、池田は、上記④現行民法の立場に関する安達説の理解と関連して、安達説の立法資料（法典調査会民法議事速記録）の読解に対しても異を唱えている。⁽³⁸⁾

だが、これに対して、安達【20】論文は、【14】論文の立場を再説し、『民法理由書』読解の正当性を主張するとともに、池田【15】論文において展開されている四六八条一項の具体的な要件・効果論が「極端な、あるいは素朴な立法者意思説（あるいは立法沿革の偏重）と多かれ少なかれ結びついている」と批判した。⁽⁴⁰⁾

さらに、安達【22】論文の中にも、『民法理由書』その他の立法資料の読解をめぐるこれまでの議論についての簡単な紹介がある。⁽⁴⁾

(二) 民法解釈方法論の相違と立法関係資料の位置づけ

以上のような『民法理由書』のテキスト読解問題につき、安達説と池田説の読み方のいずれが正当であるかを論ずるのは、本解題の目的とするところではない。この点に関しては、読者自身において、今回復刻となったこの資料の該当頁（民法理由書・七（財産編人權部・二）（分冊）一二〇丁表以下、本復刻版『第二巻』208頁以下）を直接参照されることをお勧めしたい。この論争を素材として、今回の復刻の使い勝手がどれほどのものか、右論争に関心をもたれた読者諸賢に本復刻版活用の「馴らし運転」をお願いしたいのである。右論争の経緯および内容をいささか子細に紹介した理由の一つは、この点にある。

本解題において、右論争の内容にまで立ち入って紹介したいま一つの理由は、それが、『民法理由書』の利用の仕方に関する重要なポイントを指摘していると思われるからである。この資料を利用して論文を執筆した場合に、資料引用関連の疑問を生じさせないためには、あるいは批判に対して不壊ないし堅牢であるためには、そもそものような引用の仕方をすればよいのか。

1 旧民法関係資料の内部における『民法理由書』の位置づけ

旧民法関係資料のうち、条文の注釈ないし理由が書かれている代表的文献には、次のようなものがある。

〔1〕ボワソナード草案初版の仏文注釈書（『プロジェ初版』……本資料集成第一期第二回配本）

〔2〕上記〔1〕に関する司法省法学校講義（『民法草案財産篇講義』）および邦文注釈書（『註釈民法草案』……

本資料集成第一期第三回配本）

〔3〕ボワソナード草案第二版の仏文注釈書（『プロジェ第二版』……宗文館書店の復刻版がある）

〔4〕上記〔3〕の邦文注釈書（『再閱民法草案』『再閱修正民法草案註釈』……本資料集成第一期第四回・第五

回・第六回配本）

〔5〕法律取調委員会の議事筆記（『学振版』）とその翻刻である『商事法務版』がある）

〔6〕旧民法正文の仏文理由書（『エクスボゼ』……【9】の復刻がある）

〔7〕上記〔6〕の邦文理由書（『民法理由書』……本資料集成今回配本）

〔8〕ボワソナード草案新版の仏文注釈書（『プロジェ新版』……本資料集成第一期第一回配本）

〔9〕旧民法正文に関する日本人による注釈書（本野一郎・城数馬・森順正・寺尾亨『日本民法義解』、今村和

郎・亀山貞義・井上正一・熊野敏三・岸本辰雄・宮城浩蔵『民法正義』、磯部四郎『民法釈義』等……いずれも信山社より復刻されている）

問題は、これらの資料の重要度・資料価値の序列関係である。先にみたように、安達【14】は、これらの資料の中でも〔7〕『民法理由書』（本資料）を重要視し、池田【11】が草案注釈（〔3〕『プロジェ第二版』）の側

に比重を置いてると批判する。一方、これに対する池田【16】の反論内容は、少なくとも問題となっている個所では〔7〕『民法理由書』の原文である〔6〕『エクスポゼ』と〔3〕『プロジェ第二版』の間に違いがなかったことで〔7〕を引用しなかったこと、〔7〕『民法理由書』の日本語（翻訳）がこなれておらず、それだけでは誤解に至る危険のあること、の二つであった。

右の議論からは、さしあたり以下の二点（a・b）を指摘することができる。

a ボワソナード草案関係資料と旧民法正文関係資料の資料価値の優劣

まず第一に、右議論からは、安達説はもちろん、池田説もまた、旧民法正文に関する資料〔6〕『エクスポゼ』ないし〔7〕『民法理由書』の資料価値を軽視するものではない、ということが知られる。そして、この点に関する池田・安達論争の議論のレベルは、従来の学説の一般的水準をはるかに超えている。というのも、従来の多くの学説が使用していた旧民法関係資料は、〔3〕『プロジェ第二版』ないし〔8〕『プロジェ新版』（しかも従来の学説は両者の違いを意識していなかった）と、〔5〕『法律取調委員会民法草案（再調査案）議事筆記』の二種であって、〔6〕『エクスポゼ』ないし〔7〕『民法理由書』を中心に旧民法正文の立場を説明する論文は、ほとんど見当たらなかったからである。

資料引用に関して右のような状況が生じた理由には、二つある。その一は、復刻資料の普及度の違い、すなわち、『プロジェ第二版』『法律取調委員会民法草案（再調査案）議事筆記』が比較的早期に復刻されたのに対して、『エクスポゼ』に関しては復刻が遅れたため、参照の機会が少なかったことである。その二は、資料の内

容の濃さの違いである。たとえば、『プロジェ第二版』と『エクスボゼ』を比較してみると、資料記載の情報の絶対量は、前者のほうが後者よりも圧倒的に多い。そこで、従前の学説は、これらの資料の立法段階における位置づけまでは考えることなく、ただ単純に内容が詳細な資料の側を選択したのであった。⁴²⁾

しかしながら、このような単純な発想に基づく資料選択は、上記池田・安達論争のレベルからすれば、批判の標的になるだけであろう。そこでの議論からも知られるように、①ボワソナード草案あるいは②法律取調委員会審議に関する資料をそのまま③旧民法正文の立場として利用できるように、③旧民法正文に関する資料も引用し、それと①・②に関する資料の述べるところが同一であること（①↓②↓③の立法過程で変更が加えられていないこと）を証明する必要があるからである。したがって、結局、③旧民法正文の立場を説明しようとする場合には、〔6〕『エクスボゼ』ないし〔7〕『民法理由書』を引用することが、どのみち不可欠ということになる。

ただし、旧民法正文関係資料の資料価値を軽視するものではない、という点では同一ながら、安達説と池田説とは、これとボワソナード草案関係資料の資料価値の間の優劣関係に差異が存する。すなわち、安達説がもっぱら民法正文関係資料のみを引用し、その資料価値をボワソナード草案関係資料に優越させるのに対して、池田説は、むしろボワソナード草案関係資料の側を重視する。その理由は、一つには、上記従前の学説の理由の二と同じく、『エクスボゼ』よりも『プロジェ』のほうが叙述が詳しい、という点にある。しかしながら、池田説における『プロジェ』優先の理由は、それだけにとどまらない。そこには、現行民法四六七条・四六八条の立法沿革の特殊性、ならびに、安達説と池田説の立脚する解釈方法論の違い、という二つの問題が控えてい

るのであるが、この点に関しては、以下で逐って明らかにしてゆくことにする。

b 仏文資料と邦文資料の資料価値の優劣

他方、同じ旧民法正文に関する資料の中でも、安達論文が邦文資料〔7〕『民法理由書』を引用しているのに対して、池田論文は、仏文資料〔6〕『エクスボゼ』の側に高い資料価値を認めている。そして、その理由につき、池田が〔16〕の時点で述べていたのは、〔6〕が〔7〕の原文であることと、〔7〕の訳文がこなれていないこと、の二点であった。

右池田〔16〕の説明と同様の判断に基づく資料価値の序列は、従前の学説にあっても、ボワソナード草案に関する仏文注釈書と邦文注釈書——とりわけ〔3〕『プロジェ第二版』と〔4〕『再閣修正民法草案註釈』——について行われてきたところのものである。

しかしながら、その後の研究の結果、右文献〔3〕と〔4〕の関係に関する従来の学説の理解は、必ずしも正確ではないことが分かってきた。すなわち、①第一に、両者の記載内容には差異が認められ、したがって、〔4〕が〔3〕の単純なる翻訳であるとは必ずしもいえない。②第二に、旧民法の立法段階において、日本人委員は〔4〕を参照しつつ審議を行ったらしい。③第三に、〔4〕その他の邦文資料は、当時の法学教育に利用され、あるいは日本人執筆の旧民法関係教科書・注釈書に影響を与えた。④第四に、現行民法施行前の裁判官は〔4〕を参考書として利用しつつ裁判を行った可能性がある。⑤第五に、現行民法の立法段階において、起草委員らは〔4〕も参照していた可能性がある。以上のような〔4〕『再閣修正民法草案註釈』の独自の意義を考えると、これを〔3〕『プロジェ第二版』に劣後する資料と位置づけることは必ずしも正当ではない。⁽⁴³⁾

すでに述べたように、「(6)『エクスポゼ』と(7)『民法理由書』の関係については、右に述べたうちの①と同様の事柄が成り立つ。すなわち、「(6)」と「(7)」の間には実質内容において異なる個所があり、しかも、その中には、すでに池田【7】が指摘していたように、森順正らがボワソナードと新たに「協議ノ上訂正」した個所も含まれているのであるから、「(7)『民法理由書』は(6)『エクスポゼ』活版本の単純なる翻訳ということではない。このような(7)邦文資料『民法理由書』の独自の意義を考えるならば、「(6)」と「(7)」の資料価値に優劣関係をつけることもまた正当ではない。

なお、ボワソナード草案に関する邦文資料(4)に認められる上記特徴のうち、②旧民法の立法過程における参照という側面は、「(7)『民法理由書』に関しては、資料の成立した時期から考えて、問題とならない。これに対して、③種々の日本人執筆の旧民法教科書への影響、④現行民法施行前の判例への影響、⑤現行民法の立法過程における参照の問題は、いずれも本資料の普及度の問題——本資料はこの一組しか作成されなかったのか、それとも複数筆写され諸所に回付されたものか——と関連するが、たとえ複数筆写されたとしても、その数はごく少数と考えられることから、③・④・⑤いずれの点に関しても、否定的に解さざるを得ない。⁴⁴⁾

2 現行民法の立法沿革研究における『民法理由書』の位置づけ

ところで、上記⑤(現行民法の立法過程における参照)との関連では、さらに、安達【14】が、「現行民法の起草の際の出発点とされたのは旧民法正本なのである。したがって現行民法の正しい理解のためのルーツを探

る観点からすれば、後者〔『民法理由書』〕がより重要であろう」と述べていた点が問題となる。というのは、第一に、現行民法の条文の中で、旧民法を継受した規定といわれてきたものの中には、旧民法正文の立場を継受した規定のほかに、ボワソナード草案の立場を直接継受した規定が存在するからである。第二に、旧民法正文の立場を継受した規定においても、現行民法起草者がその起草趣旨をボワソナード草案の注釈書を用いて行っている場合があるからである。以下、右二点につき分説する（a・b）。

a 現行民法の規定がボワソナード草案に直接由来している場合

まず第一に、従来、旧民法に由来するといわれてきた規定の中には、旧民法正文の立場を継受した規定のほかに、ボワソナード草案の立場を直接継受した規定が存在する。そして、この点をはじめて明らかにしたのが、上記池田【7】論文であった。すなわち、現行民法四六七条一項は、債権譲渡の通知者を「譲渡人」と規定し、同条二項は、通知・承諾の方式として「確定日付アル証書」を要求している。これに対して、旧民法財産編三四七条一項は、通知者を「譲受人」と規定し、かつ、およそ通知・承諾に「確定日付」を要求していない。しかしながら、これらはいずれも、法律取調委員会の審議段階における、ボワソナード草案（三六七条）に対する誤解から生じたものである。そこで、現行民法の起草者は、ボワソナード草案と旧民法正文の立場を比較したうえで、通知者に関しては、これを「譲渡人」に戻し（草案二ハ本ト譲渡人ト譲受人トカラ通知ヲスルカ左モナケレハ譲渡人ノミカラ通知ヲスルト云フコトニナツテ居ツテ其理由ハ草案ニモ説明ニナツテ居ツテ私共ハ感服シテ居ル）、「確定日付」に関しては、これを第三者對抗要件に限定して復活させた（「本案ニ於テハ本ト

ノ草案ノ如ク……確定日附ヲ必要ト致シタ⁽⁴⁵⁾。それゆえ、以上のような現行民法四六七条の成立経緯を重視する池田【7】が、『プロジェ第二版』をはじめとするボワソナード草案関係資料を用いた説明を行い、『エクスボゼ』『民法理由書』といった旧民法正文関係資料を使用しなかったのは、その主張との関係において適切な資料選択といえる。

一方、現行民法四六八条の債務者の異議を留めない承諾に対応する規定は、ボワソナード草案・旧民法正文では上記草案三六七条・財産編三四七条の二項であつたことから、池田【11】論文は、一項に関する上記【7】論文と同様、「ボアソナード草案を中心に取扱い、必要があれば旧民法正文を対比する」という手法を採用した。ただ、上記四六七条の場合と異なり、四六八条に関しては、現行民法の起草者は「本条ハ既成法典ノ財産編第三百四十七條ノ第二項ト五百三十七條トヲ合セマシタルモノト殆ド其趣意ヲ同ジフ致シテ居リマス」と述べ、それがボワソナード草案に基づくか否かはもちろん、旧民法正文とまったく同一か否かに関しても、かなり微妙な言い回しをしており、この点が、【11】論文に対して批判が生ずる素地となっている。すなわち、【7】論文においてボワソナード草案を中心に据えた叙述が成功したのは、現行民法四六七条の系譜がボワソナード草案↓現行民法というダイレクトなものだったからで、これに対して、四六八条のように、ボワソナード草案↓旧民法正文↓現行民法という形で、間に旧民法正文が入っている場合には、なぜボワソナード草案関係資料の側を旧民法関係資料よりも優先させるのか、という疑問が生じてくるのは自然な成り行きである。ただし、ここでは、下記bのような特殊事情が存することも、考慮に入れておく必要がある。

なお、ここでは、さらに、現行民法の規定中にはボワソナード草案の立場を直接継受した条文があるといつ

でも、それが『プロジェ第二版』の立場を承継したのか、それとも『プロジェ新版』の立場を承継したのか、という問題が存する点にも留意すべきである。後者の典型例としては、現行民法二〇六条の「法令ノ制限内ニ於テ」の文言を挙げることができる。これに対応する文言は、『プロジェ第二版』（三一条二項）および旧民法正文（財産編三〇条二項）では「法律[*la loi*]」であったが、『プロジェ新版』（三一条二項）においては「*la loi et les Reglements*」に改められた。そして、『民法修正案理由書』や法典調査会における起草委員（梅謙次郎）の趣旨説明から知られるように、現行民法は、右『プロジェ新版』の立場を継受したのである。⁽⁴⁸⁾これに対して、現行民法四六七条に関しては、起草者が『プロジェ第二版』『プロジェ新版』のいずれを参照したのかは明らかではない（ただ、この個所に関しては、両者の記述に差異がないため、問題は顕在化しない）。

b 現行民法起草者がボワソナード草案注釈を用いて旧民法正文の説明を行っている場合

上記 a の場合（現行民法の規定がボワソナード草案にダイレクトに由来している場合）と異なり、現行民法の規定が旧民法正文の立場を継受している場合には、安達【14】の説くように、『民法理由書』その他の旧民法正文関係の資料が、ボワソナード草案関係資料に優越するようにみえる。ところが、この場合においても、次のような特殊事情が問題となってくる。それは、現行民法の起草者においては、ボワソナード草案関係資料を用いて旧民法正文の立場を説明している場合が多い、という事実である。たとえば、法典調査会の議事速記録の総則・物権部分から、関係個所を拾い上げてみると――、

①民法主査会原案九〇条（現行八九条）（梅謙次郎の起草担当部分）の「理由」には、「起草者ノ説明ニ従ヘハ用益者ハ正当ニ得タル權利ニ依リ果実ヲ收取スト雖モ占有者ハ唯法律ノ恩典ニ依リ之ヲ收取スト云フニ過キス

- (草案説明書終版「巻三〇四節」とあり、⁽⁴⁹⁾
- ② 法典調査会原案一一九条(現行一一七条)に関する起草担当者(富井政章)の趣旨説明には、「草案ノ二百四十条註解ニ照シテ考ヘテ見マス……」とあり、⁽⁵⁰⁾
- ③ 原案一八七条(現行一八七条)に関する起草担当者(穂積陳重)の発言中には、「既成法典ノ起草者ノ説明杯ヲ調べテ見ルトバあそなード氏ノ説イテ居ル所杯ガ充分判明致シ兼ネマスル」とあり、⁽⁵¹⁾
- ④ 原案二一五条(現行二一二条)に関する起草担当者(梅謙次郎)の説明には、「之ハ草案ノ説明等ニアリマスルガ如クニ……」とあり、⁽⁵²⁾
- ⑤ 原案二二七条(現行二二六条)に関する起草担当者(梅謙次郎)の説明には、「最初ノ草案ニハ」あるいは「其註釈ニハ」とあり、⁽⁵³⁾
- ⑥ 原案二三九条(現行一九五条)に関する起草担当者(富井政章)の説明中には、「草案ノ原文ヲ見マスとれけらえート云フ字ガ使ツテアリマスカラ……」、「草案ノ註釈書ヲ見レバ……」とあり、⁽⁵⁴⁾
- ⑦ 原案二六七条(現行二六七条)に関する起草担当者(梅謙次郎)の説明に、「理由書ハ度々読ミマシタガ……」とあり、⁽⁵⁵⁾
- ⑧ 原案修正二七二条(原案旧二七三条。現行二七三条)に関する起草委員(梅謙次郎)の説明中には、「草案ノ理由書ニハ……」とあり、⁽⁵⁶⁾
- ⑨ 旧民法の定めていた遺言上の抵当の削除理由に関する起草委員(梅謙次郎)の説明中には、「原案ノ理由書ヲ見テモ」、「原案ノ説明ニハ」とあり、⁽⁵⁷⁾

⑩ 抵当権の設定を公正証書による要式行為としていた旧民法の規定の削除理由に関する起草委員（梅謙次郎）の説明中には、「我が民法草案ノ理由書ヲ読ンデ見テモ……」とある。⁵⁸

これらのうち、①にいう「草案説明書終版」とは、仏文資料『プロジェ新版』を指すものであろう。一方、⑥においては「草案ノ原文」が引用されていることから、ここにいう「草案ノ註釈書」も、仏文の草案注釈（『プロジェ』）を意味すると考えられる（ただし、版は明らかにはならない）。他方、⑧・⑨・⑩に「草案ノ理由書」「原案ノ理由書」「我が民法草案ノ理由書」とあるのも、ボワソナード草案の注釈書（ただし、それが仏文注釈書か邦文注釈書かは不明）を意味するのであって、旧民法正文の理由書を意味するものではない。⑦において単に「理由書」とされている文献についても、おそらく同様と考えられる。以上に対して、旧民法正文に関する仏文ないし邦文の理由書（『エクスボゼ』あるいは本復刻資料『民法理由書』）を参照していると解される個所は、少なくとも管見の及ぶ限りでは、見出すことができなかった。

このような状況において、現行民法の基礎となった旧民法の立場は、いずれの資料を用いて説明すべきなのだろうか。現行民法の採用した立場を正確に理解するためには、やはり現行民法起草者が行ったのと同じ方法で、（仏文あるいは邦文の）草案注釈を用いて、現行民法起草者がいわば主観的に理解した旧民法の立場を再現すべきなのだろうか。それとも、現行民法起草者が草案注釈を用いて旧民法の立場を説明している個所についても、これをネグレクトして、『エクスボゼ』や『民法理由書』を用いて、旧民法のいわば客観的な姿を描出すべきであろうか。この点は、池田＝安達論争において顕在化したように、論文の目的（法制史の論文か現行民法の具体的解釈論に関する論文か）や、その際に用いる民法解釈方法論につき、いかなる見解に立つかによ

て変わってくると考えられるが、いずれにせよ、事柄の実際は、今回復刻資料『民法理由書』が旧民法正文を説明する際の最適の資料であるとは単純に位置づけられない、複雑な様相を呈していることが知られるだろう。

《注》

(1) これには数種のものがある。①『民法第一議案』収録の「理由」……復刻・法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書13』（商事法務研究会、昭和六三（一九八八）年）、②『民法修正案理由書（以活版換謄写・附質疑要録）』、③筑波大学穂積陳重文庫蔵『民法草案理由書』、④『未定稿本・民法修正案理由書（禁販売及翻刻・自第一編至第三編・完）』……復刻・広中俊雄編著『民法修正案（前三編）の理由書』（有斐閣、昭和六二（一九八七）年）、⑤『民法修正案理由書（自第一編至第三編）』（八尾書店、明治三一（一八九八）年六月四日刊）。このうち、①は、法典調査会の民法主査委員に対して審議の参考資料として配付されたもの、一方、②には帝国議会での質疑要録が付されているが、「理由」部分の内容は①に同じ。③の内容は、代理以前の部分の内容は②よりも新しいが、代理以降の内容は②に同じ。また、④は、明治二八（一八九六）年の第八回帝国議会衆議院提出民法政府原案に合わせるべく③の内容を手直したものの。さらに、⑤は、刊行は現行民法公布後であるが、内容は④に同じである。しかしながら、これらは、各審議段階における原案等に関する正式な意味での理由書ではない。現行民法の起草者は、これらの理由書についての十分な推敲・検討を尽くすことができず、ついには正式の理由書として公表できるものを用意することを断念したもののようである。なお、帝国議会の審議・議決を経た後の現行民法正文に関する理由書は、存在しない。以上の点につき、小林一俊「民法理由書などについての一つの小メモ」『錯誤法の研究（増補版）』六〇七頁以下（後掲本文【4】）、広中俊雄「民法修正案（前三編）に関するおぼえがき」法学（東北大）五〇巻五号（昭和六二（一九八七）年七六頁、広中・前掲『民法修正案（前三編）の理由書』「解題」一頁参照）。

(2) 我妻【1】『民法研究V』八三頁。

(3) 我妻【1】『民法研究V』八四頁以下。なお、現行民法に關していえば、我妻【1】論文は、①「民法修正案理由書」(版不明。前掲注【1】参照)をベースに、そこで不明な箇所を、②三種の立法關与者の教科書(梅謙次郎『民法要義』(明治四二(一九〇九)年版)、岡松參太郎『民法理由』、松波仁一郎・仁保龜松・仁井田益太郎『帝國民法正解』)で補足する、という手法をとっており、旧民法に關する「法律取調委員會民法草案議事筆記」、現行民法に關する「法典調查會民法議事速記録」等の引用はない。ちなみに、日本學術振興會第一常置委員會が明治初期の立法資料の収集に關する小委員會の設置を決定するのが昭和八(一九三三)年(第九小委員會・加藤正治委員長)、この委員會が上記議事筆記等を含む立法資料のタイプ打ち(一般に「學術振興會版(學振版)」と呼ばれている資料)を完成したのは昭和四(一九三九)年である。この資料の復刻経緯に關しては、池田真朗『債權讓渡の研究(増補版)』(後掲本文【23】)四九二頁以下「補章」法典調查會民法議事速記録等の立法資料について」参照。

(4) 安達【2】「(一)九二頁以下。

(5) 安達【2】「(一)九六頁。

(6) 安達【14】五一―五二頁。「ちなみに、右論文(『安達【2】執筆の當時(昭和三七年頃)は法典調查會議事速記録のコピーは現在のように市販されておらず、部数も極くわずかであった(岡孝「明治民法と梅謙次郎」志林八八卷四号六頁参照)、入手は容易でなく、私自身も東京大學圖書館で閲覧できず、法務省圖書館に通つて読んだ次第であった。そして當時、民法の論文に右議事録を引用する例は、他にその例があったとしても極く稀であったと記憶している」。

(7) たとえば、我妻【1】の引用する旧民法關係資料のうち、①『民法草案財産編講義』は、ボワソナードが、司法省法學校速成科第二期生に対して、一八八〇(明治一三)年・一八八二(明治一五)年刊行の『プロジェ初版』の内容を講義したものであり、その後旧民法公布までの一〇年の間に、草案はボワソナード自身あるいは日本人委員らにより手を加えられている。他方、②『プロジェ新版』は、旧民法におけるボワソナード草案の削除・変更部分につき、ボワソナードに責任がないことを明らかにするため、旧民法成立後になって書かれたものであり(後掲注【16】参照)、したがって、これら①・②の資料を特段の説明もなまま旧民法の立場として利用するのは必ずしも適切とはいえない。

(8) 小林【3】『錯誤法の研究(増補版)』一五二頁。なお、同論文は、錯誤法部分に關して、旧民法「理由書は、前掲所掲のその他の著書(『プロジェ初版』、『民法草案財産編講義』、『再閱民法草案』、『再閱修正民法草案注釈』等)をもとにして、一層推蔽

されているようである。多くの旧民法に関する解説書も、内容的にこの理由書とは同じである」とし、井上操『民法詳解』、井上正一『民法正義』、富井政章『民法論稿』の三つを挙げている（『錯誤法の研究（増補版）』一六九頁注（9））。このうち、①城数馬・森順正らが『民法理由書』を翻訳した際に『再閣修正民法草案註釈』等の『プロジェ』の翻訳書を参照したか否かに関しては、後述のごとく城・森らが『再閣修正民法草案註釈』の翻訳者でもあったことから、肯定的に解される。しかしながら、②旧民法関係の教科書・解説書の著者が、執筆の際に本資料『民法理由書』を参照したか否かに関しては、本資料の普及度から考えて、否定的に解さざるを得ない（この点に関してはさらに後述する。後掲注（44））。

（9）小林【4】『錯誤法の研究（増補版）』六一三頁以下。

（10）後掲【10】に至るまでの前田らの研究成果は、以下の通りである。

- ①「史料」債権総則（一）～（五八・完）……民商法雑誌八一巻三号（昭和五四（一九七九）年）～一〇〇巻二号（平成元（一九八九）年）
- ②「史料」物権法（一）～（四・完）……判例タイムズ五九八号（季刊・民事法研究14）（昭和六一（一九八六）年）～六二八号（季刊・民事法研究17）（昭和六二（一九八七）年）
- ③「史料」共有法（一）～（六・完）……民商法雑誌一〇五巻一号（平成三（一九九二）年）～一〇八巻一号（平成五（一九九三）年）
- ④「史料」地上権法（一）～（三・完）……民商法雑誌一〇九巻三号（平成五（一九九三）年）～一一〇巻一号（平成六（一九九四）年）
- ⑤「史料」永小作権法（一）～（四・完）……民商法雑誌一一〇巻三号（平成六（一九九四）年）～一一一卷四・五号（平成七（一九九五）年）
- ⑥「史料」地役権法（一）～（七・完）……民商法雑誌一二四巻二号（平成八（一九九六）年）～一二七巻六号（平成一〇（一九九八）年）
- ⑦「史料」留置権法（一）～（二・完）……【10】
- ⑧「史料」先取特権（一）～……【10】

- (11) なお、小林教授所蔵のコピーは全二九冊に製本されているが(小林【5】『錯誤法の研究(増補版)』六七頁……本復刻版『第一巻』87頁)、これは、『民法理由書・五(財産編人權部・二)』(分冊の冊数でいえば『民法理由書・九(財産編人權部・四)』を四五一一条以前と四五二条以降の二冊に分けているためである(なお、この部分に関しては、原典が分割されていた痕跡はない)。
- (12) 小林【3】『錯誤法の研究(増補版)』一五三頁以下。
- (13) 池田『債権譲渡の研究(増補版)』(23)三八頁注(30)。
- (14) 池田『債権譲渡の研究(増補版)』(23)四七頁……本復刻版『第一巻』91頁。
- (15) 小林【4】『錯誤法の研究(増補版)』六一八頁注(15)……本復刻版『第一巻』83頁、池田『債権譲渡の研究(増補版)』(23)三七八頁注(4)。
- (16) 大久保泰甫『近代日本法の父ボワソナード』(岩波文庫、昭和五二(一九七七)年)一六八頁、『同(第三刷)』(岩波文庫、平成一〇(一九九八)年)一六八頁。なお、金山直樹『プロジェ新版』について(本資料集成第一期第一回配本「解題」)にも大久保の引用があり、さらに、大久保泰甫・高橋良彰『ボワソナード民法典の編纂』(雄松堂出版、平成一一(一九九九)年)二六三〜二六四頁には、原文と対訳の両方が掲載されている。
- (17) 『民法理由書・一(財産編物権部・二)』(合冊)所収『民法理由書・二(財産編物権部・二)』(分冊)(城数馬訳)四丁裏……本復刻版『第一巻』175頁。
- (18) 『民法理由書・一〇(債権担保編・二)』(合冊)所収『民法理由書・二一(債権担保編・二)』(分冊)(城数馬訳)五丁裏以下……本復刻版『第四巻』11頁以下。
- (19) 『民法理由書・一一(債権担保編・二)』(合冊)所収『民法理由書・二三(債権担保編・三)』(分冊)(城数馬訳)三四八丁裏……本復刻版『第四巻』714頁以下。
- (20) *Code civil de l'Empire du Japon accompagné d'un exposé des motifs, tome IV, p. 291.*
- (21) 池田『債権譲渡の研究(増補版)』(23)四八頁……本復刻版『第一巻』92頁。
- (22) 『民法理由書・二二(証換編・完)』(合冊)所収『民法理由書・二五(証換編・二)』(分冊)(城数馬訳)一二五丁表……本復刻版『第五巻』415頁。

(23) 城数馬に関しては、『明治人名辞典Ⅱ下巻』（日本図書センター、昭和六三（一九八八）年）（底本は著作兼発行者・日本現今人名辞典発行所（編纂者主任・田中重策『日本現今人名辞典』（日本現今人名辞典発行所、明治三三年九月三〇日）「レノ十二」、手塚豊『司法省法学校小史』『明治法学教育の研究（手塚豊著作集第九巻）』（慶応通信、昭和六三（一九八八）年）三頁、小林一俊「4」『錯誤法の研究（増補版）』六一八頁注（16）……本復刻版『第一巻』85頁、法政大学大学史資料委員会編『法学の夜明けと法政大学』（法政大学、平成五（一九九三）年）四七頁、四九頁、一五三頁以下、一六二頁以下、大久保・高橋・前掲注（16）二七七頁注（49）参照。

(24) 大久保・高橋・前掲注（16）二五九頁以下。

(25) 森順正に関しては、『法学の夜明けと法政大学』（前掲注（23）一七〇頁、二三頁、二四頁、三〇頁、四五頁、四九頁、五三頁、七二頁、九八頁、一〇四頁、一一三頁、一二五頁、一二六頁、一二三〇頁、一二三八頁、小林『錯誤法の研究（増補版）』六一八頁注（16）……本復刻版『第一巻』85頁（なお、小林・同注の紹介する阪上脩「ボアソナードとフランス語」法政三四七号（昭和五九（一九八四）年）は、『法学の夜明けと法政大学』（前掲）二三〇頁に収録されている）、大久保・高橋・前掲注（16）二七七頁注（49）。

(26) なお、野紙・原稿用紙の中には、アラビア数字で枚数の打たれているものも存在する。しかしながら、その枚数が何を基準に数えられているのが不明な箇所も多い。たとえば、『民法理由書・一（財産編物権部・一）』（分冊）のうち、『総則 財産及物ノ区別』（二〇二九条）部分の野紙（後掲〈図表1〉「D」欄「1」参照）には「1」から「74」までの番号が打たれているが、続く「第一部 物権」「第一章 所有権」部分（三〇〇四三条）の原稿用紙（「D」欄「2」）にはそのような頁打ちは認められず、それに続く「第二章 用益権、使用権及び住居権」の冒頭部分（四四七三条）の野紙（「D」欄「3」）には改めて「1」から「66」までの番号が振られている。同様に、『民法理由書・四（財産編物権部・四）』（財産編一八九二二五条）においては、一七枚目までは「1」から「17」の数字が振られていたところ、一八枚目以降になって改めて「1」から数字が振られている。債権担保編においても、同編二四条以降、用紙が一〇行野紙に変わってから頁打ちが始まっている（『民法理由書・二一（債権担保編・一）』（分冊）七五丁表……本復刻版『第四巻』80頁）。

(27) 『民法理由書・一〇（財産編人権部・五）』（分冊）（森順正訳）七九丁裏三行目以降、八〇丁表……本復刻版『第二巻』867頁。

- (28) 池田【7】『債権譲渡の研究(増補版)』(23) 四八頁……本復刻版『第一卷』91頁。
- (29) 池田【11】『債権譲渡の研究(増補版)』(23) 三八三頁注(24)。
- (30) 池田【11】『債権譲渡の研究(増補版)』(23) 三九四～五頁。
- (31) 安達【14】七八頁。
- (32) 安達【14】七九頁。
- (33) 安達【14】七九頁。
- (34) 安達【14】八一～二頁。
- (35) 安達【14】一三三頁。
- (36) 池田【16】四四七頁、【23】四八五頁。なお、引用文中、圏点は原文。
- (37) 池田【16】四四八頁、【23】四八六頁。
- (38) 池田【16】四四四～六頁、【23】四八二～四頁。
- (39) 安達【20】六五頁以下、八二頁以下。
- (40) 安達【20】七四頁。
- (41) 安達【22】「(一・完)」四頁。
- (42) なお、以上の点は、現行民法に関する『法典調査会民法議事速記録』と『民法修正案理由書』についてもほぼ当てはまる。さらに、右現行民法関係の資料に関しては、数種存在する『民法修正案理由書』と『法典調査会民法議事速記録』あるいは『第九回帝国議会衆議院議事速記録』『第九回帝国議会貴族院議事速記録』との間の先後関係についても、注意を払う必要がある。前掲注(1)参照。
- (43) この点に関する詳細については、池田真朗・七戸克彦『「再閣修正民法草案註釈」について』(本資料集成第一期第六回配本「解題」)参照。
- (44) なお、③日本人執筆の旧民法教科書のうち、『日本民法義解』に関しては、城数馬・森順正が執筆陣に加わっており、執筆時期も『民法理由書』翻訳時と重なることから(前掲注(23)の本文部分参照)、影響関係ありと考えるのが自然であるが、しかし、

瞥見した限りでは、一字一句同じといった明瞭な形での影響関係を見出すことができなかった。また、安達【14】が、『民法理由書』と同じ立場として引用する、松本慶次郎『村瀬甲子吉『民法問答集』（前掲注（33）の本文部分参照）は、それがボワソナードや城・森らと近い和仏法律学校系の出版物であることが若干気にかかるが、しかし、おそらく直接の影響関係はないと考えられる。

（45）引用はいずれも、『法典調査会民法議事速記録・三（第五六回―第八四回）』法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書3』（商事法務研究会、昭和五九（一九八四）年）五二四頁（梅謙次郎）。

（46）池田【11】『債権譲渡の研究（増補版）』（23）三六六頁。

（47）『法典調査会民法議事速記録・三』（前掲注（45））五三八頁（梅謙次郎）。

（48）広中『民法修正案（前三編）の理由書』（前掲注（1））二四三頁、『法典調査会民法議事速記録・三』（前掲注（45））七四三頁（梅謙次郎）。なお、この問題に関しては、七戸克彦『旧民法・現行民法の条文対照』法学研究（慶大）六九巻一号（平成八（一九九六）年）一四四頁で、すでに説明を加えてある。

（49）『法典調査会民法主査会議事速記録』法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書13』（商事法務研究会、昭和六三（一九八八）年）六二四頁。七戸・前掲注（48）一四四頁、七戸克彦（特集・民法一〇〇年と梅謙次郎）『外国法学説の影響』法律時報七〇巻七号（平成一〇（一九九八）年）二〇頁注（10）。

（50）『法典調査会民法議事速記録・一（第一回―第二六回）』法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書1』（商事法務研究会、昭和五八（一九八三）年）一四一頁。七戸・前掲注（49）二〇頁注（10）。

（51）『法典調査会民法議事速記録・一』（前掲注（50））六三八頁。七戸・前掲注（49）二〇頁注（10）。なお、前田達明『松岡久和』潮見佳男『難波譲治』鹿戸優子『史料』物権法（三三）判例タイムズ六一九号（季刊・民事法研究16）（昭和六一（一九八六）年）（前掲注（10）②）一一六頁注（1）（潮見）は、右欄所につき『再閣修正民法草案註釈』の記述を引用しているが、穂積が実際に参照したボワソナーード草案関係資料が『再閣修正民法草案註釈』であったのか、それ以外の資料（『プロジェ第二版』『プロジェ新版』その他）であったのかに関しては、必ずしも特定できない。

（52）『法典調査会民法議事速記録・一』（前掲注（50））八一八頁。七戸・前掲注（49）二〇―二二頁注（10）。

- (53) 『法典調査会民法議事速記録・一』(前掲注(50))九三三頁。七戸・前掲注(49)一二頁注(10)。
- (54) 『法典調査会民法議事速記録・二』(第二七回―第五五回)「法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書2』(商事法務研究会、昭和五八(一九八三)年)一一頁。
- (55) 『法典調査会民法議事速記録・二』(前掲注(54))一七九頁、石田剛・李毅多・古積健三郎「(史料)地上権法(二)」(前掲注(10)④)民商法雑誌一〇九卷四・五号(平成六(一九九四)年)二九八頁〔李〕。
- (56) 『法典調査会民法議事速記録・二』(前掲注(54))二二二頁、山田憲一「(史料)永小作権法(三)」(前掲注(10)⑤)民商法雑誌一一一巻二号(平成六(一九九四)年)一六三頁「(旧民法の)草案の理由書を読んでみると……」。(一)部分を含め山田・現代語訳のまま)。なお、山田・右「(史料)」は、この個所にさらに注を付して、現行民法に関する『民法修正案理由書』(前掲注(1))、ならびに、「ボワソナード(城敷馬訳)『民法理由書財産編物権第三』」の二つの文献の参照を促しているが(一六四頁注(2))、この部分に関する『民法修正案理由書』の記述は、「草案理由書二ハ永借権ノ期間ノ長キト永借人ノ多数ナルトラ以テ之カ理由トスレドモ (Boissonade, *Projet de code civil*, 1, No. 235)」というものであり(山田・前掲一六七頁、したがって、法典調査会説明の梅謙次郎の説明にいう「理由書」も、旧民法正文に関する「エクスボゼ」ないし『民法理由書』ではなくして、ボワソナード草案の仏文注釈書『プロジエ』。ただし、版不明)を指すものと考えられる。
- (57) 『法典調査会民法議事速記録・二』(前掲注(54))七七六頁、七七七頁。
- (58) 『法典調査会民法議事速記録・二』(前掲注(54))七八三頁。

《図表1》「民法理由書」各巻の編綴・合冊の内訳

財産編 総則・ 物権部		A	B	C	D 本文用紙				E 本文紙数
		1 民法理由書・一	物1 民法理由書 財産編物権部・一 (一条―一四七条) 司法省記録課	物1 明治二五年一月二〇日 空行差引紙数一六二枚 城数馬訳 民法理由書翻訳財産編物権部之部 (一条―七三條) (物ノ壹)	1 財産編 総則 財産及物ノ區別 (二条―一九条)	一〇行青色罫紙 (石洞製 十)	1―74 (七四枚)		
		2 民法理由書・二	物2 民法理由書 財産編物権部・二 (二四八条―二五五条) 司法省記録課	物2 明治二五年四月三日 紙数空行差引一七二枚 城数馬訳 民法理由書財産編物権部・第貳 (七四條―一四七条) (物ノ貳)	2 第一部 物権 第一章 所有權 (三〇条―四三條)	四〇〇字詰青色原稿用紙 (自榮堂製)	75―97 (二三枚)		
				物3 明治二五年六月 反訳料請求済 紙数空行差引一〇〇枚 城数馬訳 民法理由書財産編物権部・第三 (一四八条―一八八条) (物ノ參)	3 第一章 用益權、使用權及ビ住居權 (四四條―七三條)	一〇行青色罫紙 (石洞製 十)	98―163 (六六枚)		
				物4 (日付なし) 空行差引紙数一〇九枚 城数馬訳 民法理由書財産編物権部・第四 (一八九条―二二五條) (物ノ四)	1 第二章 質借權、永借權及ビ地上權 (一一五條―一二五條)	一〇行青色罫紙 (自榮堂製)	51―88 (三八枚)		
					2 第三章 質借權、永借權及ビ地上權 (一一五條―一二五條)	一〇行青色罫紙 (注1)	89―112 (二四枚)		
					3 (九九条―一二四條)	四〇〇字詰青色原稿用紙 (自榮堂製)	51―88 (三八枚)		
					4 第二章 質借權、永借權及ビ地上權 (一一五條―一二五條)	一〇行青色罫紙 (注1)	89―112 (二四枚)		
					5 (二六條―二二六條)	四〇〇字詰青色原稿用紙 (自榮堂製)	113―140 (二八枚)		
					6 (一三七條―一四七條)	一〇行青色罫紙 (注1)	141―172 (三二枚)		
					1 (一四八條―一七八條) 占有 (一七九條―一八八條)	一〇行青色罫紙 (無記)	1―100 (一〇〇枚)		
					1 (一八九條―二〇八條)	一〇行青色罫紙 (無記)	1―76 (七六枚)		
					2 第五章 地役 (二二四條―二二五條)	一〇行青色罫紙 (注1)	77―109 (三三枚)		

	6 民法理由書・六 民法理由書 財產權人権部・三終 (四九六条—五七二条) 司法省記録課	人3 民法理由書 財產權人権部・三終 (四九六条—五七二条) 司法省記録課	人10 四月二日 空行差引紙數一三五枚半 森順正訳 民法理由書人権部・第四 (四九六条以下) (伍)	1 (四九六条—五四三条)	四〇〇字詰青色原稿用紙 (注3) 1—137 (二二七枚)
財產取得編	7 民法理由書・七	取1 民法理由書 財產取得編・一 (一条—〇六条) 司法省記録課	取12 明治二五年五月三一日反訳料請求 紙數六九枚 森順正訳 民法理由書財產取得編・第六 (一条—三三條) (取得編) (捌)	1 財產取得編 総則 第一章 先占 (一条—六条) 第二章 添附 (七条—三三條)	四〇〇字詰青色原稿用紙 (注3) 1—70 (七〇枚)
			取13 (日付なし) 枚數一二一枚 森順正訳 民法理由書財產取得編 (二四條—五六条) (玖)	1 第二章 売買 (二四條—五六条)	四〇〇字詰青色原稿用紙 (注3) 1—128 (一二八枚)
			取14 (日付なし) 紙數一三三枚 森順正訳 民法理由書取得編 (五七条) (拾)	1 (五七条—九一条)	四〇〇字詰青色原稿用紙 (注3) 1—137 (一二七枚)
			取15 (日付なし) 紙數四七枚 森順正訳 民法理由書取得編三章統 (九一条) (一)	1 (九一条—一〇六条)	四〇〇字詰青色原稿用紙 (注3) 1—48 (四八枚)
8 民法理由書・八	取2 民法理由書 財產取得編・二 (一〇七条—一七七条)	取5 (日付なし) 紙數七四枚半 森順正訳	1 第四章 交換 第五章 和解 (一〇七条—一〇九条) (一〇条—一四条)	1 四〇〇字詰青色原稿用紙 (注3)	1—76 (七六枚)

債權担保編							
10 民法理由書・十				9 民法理由書・九			
担保1 民法理由書担保編・一 (一条—一五條) 司法省記録課				取3 民法理由書 財產取得編・三終 (一七八條—一八五條) 司法省記録課			
担保21 二五年一月一九日反訳料請求済 紙数空行差引一三八枚半 城数馬訳 民法理由書担保編・第一 (一条—三七條) (第一)				取9 二五年一月九日 反訳料請求済 紙数二四八枚 (訳者表記なし) 民法理由書第九章乃至第二章 (一五九條—二八五條) (取得) (拾五)	取19 二五年一月九日 反訳料請求済 紙数五四枚半 (訳者表記なし) 民法理由書取得編第八章 (一七八條—一九四條) (拾肆)	取18 7 (日付なし) 反訳料請求済 紙数七四枚半 (訳者表記なし) 民法理由書取得編第七章 (一五七條—一七七條) (拾參)	取17 6 紙数一九枚 森順正訳 民法理由書財產取得編 (一二一條—一五六條) (拾貳)
4	3	2	1	1	1	1	1
(二二條—三七條)	(三〇條)	(二四條—一九條)	債權担保編 總則 第一部 对人担保 第一章 保証 (三條—二三條)	第九章 使用貸借 (一九五條—二〇五條) 第十章 寄託及ヒ保管 (二〇六條—二三八條) 第十一章 代理 (二二九條—二五九條) 第十二章 雇傭契約及ヒ仕事受負契約 (二六〇條—二八五條)	第八章 消費貸借及ヒ無期年金權 (一五七條—一九四條)	第七章 射倂契約 (一五七條—一七七條)	(注3)
四〇〇字詰青色原稿用紙 (内田製)	四〇〇字詰青色原稿用紙 (自笑堂製)	一〇行青色野紙 (無記)	四〇〇字詰青色原稿用紙 (自笑堂製)	四〇〇字詰青色原稿用紙 (注3)	四〇〇字詰青色原稿用紙 (注3)	四〇〇字詰青色原稿用紙 (注3)	(注3)
106 146 (四一枚)	95 105 (二一枚)	75 94 (二〇枚)	1 74 (七四枚)	1 249 (二四九枚)	1 55 (五五枚)	1 76 (七六枚)	1 20 (二〇枚)

担 22 紙数二〇四枚・但空行差引二〇四枚 二五年二月八日納 城数馬訳 民法理由書担保編・第貳 (三八条—一一五条)														担 23 二六年三月二五日 紙数空行差引三七五枚半 城数馬 民法理由書担保編 (一一六条—一九八条)														担 2 民法理由書 担保編・二 (一六条—一九八条) 司法省記録課														11 民法理由書・十一																																																																																																																																																																							
1 (三八条—五〇条)														2 第二章 債務者間及ヒ債権者間ノ連帯 (五一一条)														3 (五二枚—六九条)														4 (七〇条—七三条)														5 (七三条—八〇条)														6 (八一条—八五条) 任意ノ不可分 (八六条—九一条) 第二章 留置權 第一章 物上担保 第二章 動産質 (九二条—九六条) (九七条—一一五条)														1 第三章 不動産質 (一一六条—一三〇条)														2 第四章 先取特權 (一二一条—一三九条)														3 (一二九条)														4 (一四〇条)														5 (一四〇条—一七五条)														6 (一七五条—一八三条)														7 (一八三条—一九四条) 抵当 (一九五条—一九七条)														8 第五章 抵当 (一九五条—一九七条)																											
四〇〇字詰青色原稿用紙 (内田製)														一〇行青色罫紙 (判読不可)														四〇〇字詰青色原稿用紙 (内田製)														一〇行青色罫紙 (無記)														一〇行青色罫紙 (不朽堂板)														一〇行青色罫紙 (無記)														一〇行青色罫紙 (不朽堂板)														一〇行青色罫紙 (無記)														一〇行青色罫紙 (無記)														一〇行青色罫紙 (無記)														一〇行青色罫紙 (無記)																																																																					
1—35 (三五枚)														36—37 (二枚)														38—90 (五三枚)														91—98 (八枚)														99—118 (二〇枚)														119—206 (八八枚)																												1—25 (二五枚)														26—41 (二六枚)														42—44 (三枚)														45—47 (三枚)														48—150 (一〇三枚)														151—170 (二〇枚)														171—196 (二六枚)														197—200													

(注)

注 1

利十

注 2

あ

注 3

版

民法理由書証提編
第貳部・完
(証・第二・終)